

第六十五回国 参議院建設委員会會議録第三号

昭和四十六年二月十六日(火曜日)

午後一時十分開会

委員の異動

二月十日

上田 稔君

補欠選任

田中 茂穂君

田中 茂穂君

二月十二日

田中 茂穂君

補欠選任

上田 稔君

上田 稔君

二月十六日

佐田 一郎君

補欠選任

小林 国司君

小林 国司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大森 久司君

小林 国司君

小山邦太郎君

米田 正文君

松本 賢一君

二宮 文造君

高山 恒雄君

政府委員

建設大臣

建設大臣官房長

建設省都市局長

建設省道路局長

建設省住宅局長

根本龍太郎君

大津留 温君

吉兼 三郎君

高橋国一郎君

多治見高雄君

消防庁長官 降矢 敬義君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

説明員

建設省住宅局建築指導課長 前川 喜寛君

参考人

首都高速道路公団副理事長 御子柴博見君

首都高速道路公団理事 有江 義晴君

本州四国連絡橋公団総裁 富樫 凱一君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

(昭和四十六年度の建設省、北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の施策並びに予算に関する件)

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。本日、佐田一郎君が委員を辞任され、その補欠として小林国司君が選任されました。

○委員長(田中一君) 次に、理事の補欠選任を行ないます。

委員の異動に伴い、現在本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行ないたいと思ひます。理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に上田稔君を指名いたします。

○委員長(田中一君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、本日の委員会に首都高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の役員を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田中一君) それでは、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、昭和四十六年度の建設省、北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の基本施策並びに予算に関する件について質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松本賢一君 それでは建設大臣その他の方に御質問申し上げたいと思ひますが、まず最初に、最近ロスアンゼルスでたいへん大きな地震があった、いまそのために地震の問題がちよつとクローズアップされているようなところになっておりますが、そのことについて御質問申し上げます。

○松本賢一君 私の聞いてるところでは、マグニチュードが六・五とか七・幾らとかといふのが二連うと、マグニチュードの違ひ、たとえば六と四というふうな違ひがあると、地震の規模は千倍ぐらゐ違ひというんですね。だから東京の関東の大震災の七・九というものとそれから今度の六・五というものとを比べてみると、もちろん千倍の違ひはないかもしれぬけれども、地震の規模としてはおそろしく百倍ぐらゐの違ひがあるのじゃないかという気がするのです。それといまお話し

いんですが。

○委員長(田中一君) ちよつと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(田中一君) 速記始めて。

○説明員(前川喜寛君) 多少不正確なところがあるかと思ひますが、マグニチュード云々は地震そのものの大きさでございまして、そして、それが大体大数で、計算で出てくるものでございまして。したがって、正確にはちよつと覚えておりませんけれども、マグニチュード六とか七とかいうような順序でいきますと、算術的には一つのオーダーの違ひでございまして、その規模は幾何級数的にふえていくものでございまして。したがって、たとえばマグニチュード六と七との差というのは、この辺が正確に覚えておりませんが、十倍とか十五倍とかというオーダーで違ひていくということでございまして。いざれにしましても地震の規模でございまして、地震そのものの大きさでございまして、今度現実に建物なりいろいろな構造物に加わる力というものにつきましたは、今度、遠いとか近いとか地盤の性状とかいろいろなことによつてまた違ひてくると、こういうふうな性格を持つて、こちらのほうは大体、どちらかといへば震度とかそういうふうな表現を使っております。

○松本賢一君 私の聞いてるところでは、マグニチュードが六・五とか七・幾らとかといふのが二連うと、マグニチュードの違ひ、たとえば六と四というふうな違ひがあると、地震の規模は千倍ぐらゐ違ひというんですね。だから東京の関東の大震災の七・九というものとそれから今度の六・五というものとを比べてみると、もちろん千倍の違ひはないかもしれぬけれども、地震の規模としてはおそろしく百倍ぐらゐの違ひがあるのじゃないかという気がするのです。それといまお話し

あったように、その震度というものはこれは違
うわけなんで、距離によっていろいろ違うわけな
んで、建設省のほうではおそくマグニチュード
よりもその場所その場所における震度のほうが問
題になるのだからと思うわけなんです。そこで
震度、これもひとつ予備知識として私どももあ
らまし知っておかなきゃならぬと思うのですけれ
ども、震度四とか五とか六とかいいますが、これ
あらましちょっと説明していただかせんす

○政府委員(降矢敬義君) 私の知る限りのことを
ちよつと申し上げますと、たとえば震度五とい
うとまあ一般に強震といわれているわけですが、そ
れは壁に割れ目が入り、あるいは墓石とか石ど
ろろが倒れたり、石がきや煙突が破損する程度と
いうふうにいわれているわけです。それから震度六は
一般に烈震といわれているようでありまして、こ
れは家屋が倒壊し山くずれが起き、地割れを生
じ、多くの人が立っていることができない程度と
いうのが一般にいわれている規模でございます。

○松本賢一君 そうすると、東京の関東の大震災
のいわゆる烈震区域ほどの程度であったか。これ
は今度のロスアンゼルス地震の烈震区域とい
うものは、おそく烈震といふのがほんとうのこ
わい地震なんで、強震まではそんなにこわくない
と思うんですが、どの程度の差があるのか、ど
うですか、あらましわかっていますか。

○政府委員(降矢敬義君) 現在関東の地震につ
きましては、火災の当時の規模とか死者の程度はわ
かっておりますが、いま先生の御質問のような点
については、詳細の資料を持ち合わせておりませ
んの、いずれかの機会に述べさせていただきます
と思います。

○松本賢一君 ひとつそれでは済みませんけれど
も一応調べておいていただきたいと思ひます。
○政府委員(降矢敬義君) 承知しました。

○松本賢一君 それでは、日本の大都会におけ
る地震の場合というのが非常に私は心配なんで、
それできよう質問をしておるわけなんです、こ

れ大都会といつても一応東京ということに話題も
集中をしておりますし、考え方をもう東京という
ことに一応しぼって見たほうがわかりやすいと思
うので、東京のことについてお伺いしてみたいと
思ひますけれども、新聞なんかで見ますとこうい
うことになっているようですね。東京の大地震と
いうものは、まあ安政二年からあつて大正十二年
にあつたわけですが、歴史をたどつてみると大体
六十九年というものが周期になつておる、その前
後十三年くらいですか、それを危険の範囲といわ
れているというふうなことからやってみると、関
東大震災からいまちょうど四十八年たつておるわ
けですね、そうするとあと七、八年すると危険時
期に入つていくと、こういうことになるわけな
んです。こういう点はもうもちろん皆さんそうい
うふうにお考えになつておると思うのですが、い
かがですか。

○政府委員(降矢敬義君) いまの御質問は東大の
名誉教授の河角先生が鎌倉地方の地震のことを調
べているときに、いろんな資料を集めたとして、
それから統計学的手法でいろいろ研究した
結果、いま言われましたような六十九年周期説と
いうものをお出しになつたと私は承知しておりま
す。

○松本賢一君 それ定説になつておるわけですね、
大体。

○政府委員(降矢敬義君) 定説かどうかは私存じ
ませんけれども、地震の専門家でありまして、
一応の目安として、そういうことで今後対策を進
めるといふことになつております。

○松本賢一君 それでは、いまの河角さんという方
がおられますね。東京都防災協会の地震部会の副
会長をしておられる東大の名誉教授の河角さんだ
ういふ、この方のおっしゃつた中だと思ひます
が、この方のおっしゃつた中にですね、もし現在
の東京で関東大震災程度、つまりマグニチュード
七・九程度の地震が起つて、そのときがちょうど
冬の夕方、風速が十二メートルというところを
一応想定すると、都内で三万カ所から火災が起

こつて、その九九%は消火が不能だと、百万人ぐ
らいが死ぬんじゃないかというふうなことを、私
新聞で読んだり聞いたりしておるわけなんです
が、そういう点、消防庁とされては一応どう考え
ておるわけですか。

○政府委員(降矢敬義君) 河角先生のおっしゃ
っていることは、風速十二メートルで、冬季かなり
現在石油ストーブ類を使つておるわけでございま
す。それで石油ストーブ類、大体三百万世帯が
使つておるという状況でありまして、そこでこれ
を前提にして四十三年の十勝沖地震のときに石油
ストーブ、それから発火した割合を考えますと、
やはり約三万件くらい発火するんじゃないか。そ
れは十勝沖地震の結果をそのまま用いばそのく
らいになるであらう。そういたしますと、それを
前提にして火災の消火を民間及び消防力をもち
てやつていまして、なおいま御指摘のような相当
の火災が残る。そうすれば、避難がなかなか困難
な人口といふものも河角先生は五十六万と六十
万とかいふようにおっしゃつておられますが、そ
ういふことになる。そうしますと、やはり数時間
後にはかなりの火災による焼損地帯が生じまし
て、やはりこの前も衆議院の災害で申されました
が、相当数の死者、負傷者を見るであらう、こう
いうことをおっしゃつておられます。

○松本賢一君 そういふことを大体お互いに頭の
中に入れてながらこれからお話を承りたいと思ひ
ますが、実は私非常にいろんな災害がこわいほう
のたちなんで、地震もいふも心配になるものです
から、四年前に私は本会議で代表質問やつたとき
から、幾つかの項目の中に地震の問題を取り上げ
て質問をしたんですが、大都市の地震に対する対策
はどうなつておるかという質問をしたとき、総理
の答弁はたいへんどうもおおきなもので、まあここ
で申し上げるほどのこともないんですが、そのとき
に建設大臣西村さんだつたと思ひますが、建設
大臣が答弁なさつたのに、ちよつと読んでみます
と、「第一に、やはり大地震に対する都市防災上
の対策でございます。建築物その他構造物が破壊

されないうにすること」と、「そのために
は、市街地の重要な部分には従来とも防火地域、
準防火地域等の指定を行つておるわけでござい
ます。また、木造建築物を禁止するとか、建築物
の不燃化等いろいろ考へてやつておるのでござ
います。」というふうな答弁なんです、これ
はちよつと私よくわからないのですが、建築物そ
の他構造物が破壊されないうにするために、防
火地域とか、準防火地域をつくることになつ
た、答弁の文章からいふと、そういうことになつ
ちやつておるんですが、それと次に答弁の中に、
「大地震によつて大規模な火災等が起りました
場合には、もちろん、避難場所であるとか、ある
いは避難場所等というふうなものを確保するのは
当然でございます。しかしながら、まだ都市にお
ける公団等の拡大につきましては、今後とも考
へなければならぬと思つております。」という
答弁をなさつたわけなんです。そこで、建設省
の大臣は、その後だいたつたから御就任な
されたので、どういふ御連絡を受けておられるか
とわかつておられるものを、避難場所とか、避難場所と
かといふたようなものを、その後具体的に何か施
策の上に出してきているか。それから、その一つの
あれとして、公団等の拡大といふふうなことを
おっしゃつておるわけなんですけれども、それが
大都市においてどういふふうな形でいつておる
か、ことに最も危険な区域とされている東京の江
東地区において、公団とか避難場所とかといふた
ようなものの拡大、あるいは新設等がどういふ
うに行なわれているか、あらましお聞かせを願
ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 総合的なことをまず
申し上げまして、具体的にやつた、実施してい
る問題については、事務当局から説明いたしま
す。
松本さん御指摘のとおり、大都市における震災
しかも、強度の震災が起きた場合における対策
は、非常にこれは重大でございます、かつ、こ

これは非常に困難な問題であります。がしかし、これをでき得るだけ徹底してやらなければ、これは国民が安心ができないし、また、特に首都の危険性がかなりあるという一つの蓋然性と申しますか、あるいは、必然性と申しますか、考えられている今日でありますので、鋭意この問題について注意を払ってきいておられます。しかし、一面におきまして、いつごろ震災がくるかもしれぬ、それにはこうだという、これは人心が動揺しまして、そのために起こるマイナスの面も考えなければなりませんので、総合的な施策をしつつも、訓練とか、いろいろの施策はやはり地方自治体为主体でありますので、東京都でも、各区あたりを単位に避難訓練とか、何かやらなければならぬという事は事実だと思います。だから、そこでもう一番われわれのほうとして数年来から特に考慮しておりますのは、高層建築物の問題です。これは震災については、非常に強く設計されております。がしかし、幾ら安全だと思っても、人間がショックを受けた場合に、非常にたくさん人間がそこら避難するために、非常に殺到が起るのじゃないか、それに対する対策、これがひとつ大きな問題であります。それから最近では地下街の問題がございます。この地下街で震災が起った場合には、火災と混雑と双方からくる問題、これに対する建築法上の指導のほか、消防庁においてもいろいろ排煙その他の措置も講じておられるわけがあります。その次に出てくる問題は、高速自動車道路が、これは人のいないときには別ですけれども、そうした問題が出た場合における誘導等の問題、これがございまして、それからいまだ特に御指摘になりました江東につきましてはこれはデルタ地帯でありまして、複合した震災と火災と水害の問題がございます。そういうことを踏まえまして、数年前から実はあすこに総合的な具体的な施策を講じておりますが、これについては都市局長から具体的な説明をいたさしたいと思います。

○松本賢一君 いま大臣いろいろと抱負的なこと

を述べられましたけれども、ちよつと私の質問に答えていただきたい。大臣じゃなくてもいいんですけれども、さっきの私が質問したときの答弁が避難場所、公園の拡大といったようなことを答弁しておられたわけなんです。その後、危険区域において避難場所とか公園というものが具体的にどういうふうに加大されておるか、あるいは新設されておるかということをお聞かせいただきたい。

○政府委員(吉兼三郎君) 先生御指摘の東京の場合、しかも江東地区とかそういう地域について具体的にそういう見地からどういうふうに加大されておるか、避難場所とか公園の拡大とかそういうふうなものが確保されてきたか、というお尋ねかと思っておりますけれども、私どものほうの担当では公園、緑地というものの整備を促進をいたしておる立場でございます。が、公園、緑地といふものは、防災の見地のみならずいまの日本の都市では非常に不足しておりますので、乏しいながら国の予算をもちまして、その整備の促進をはかっておるわけでございまして、現実にはどういふ防災上の見地から幾ら、どこに、どの程度そういうものが確保されたかという点につきましては、ちよつといま私どもは手元には手元にそういう資料は持ち合わせておりませんが、当面はやはり現在あるそういうものをいかに有効に活用して緊急の場合に機能を發揮させるかというふうな問題も、一つ大きな問題だと思っております。これにつきましては、私どものほうの直接関係ではございません。消防庁あたりからお話、お答えがあらうかと思っておりますけれども、現にお尋ねの点につきましては、どの程度こういうことで緑地なり広場を確保されたかという点につきましては、ちよつといま手元に数字を持ち合わせてございませんので、後ほどまた。

○松本賢一君 おかしいと思うのです。私は文句を言いに来ているのじゃありませんので、相談しながらなるべくいいぐあいにやってもいいと思います。質問しているのですけれども、大臣が本

会議でこういう答弁をしているとすれば、その後において何かこれについて省内において検討されて、そしてこれはこうなったということをお聞かせいただかないか、何にもならぬのです。何にもないということなんです。

○政府委員(吉兼三郎君) おっしゃいましたのは調べましたらわかると思いますが、ただ手元に持ち合わせておりませんので、後ほど早急に提出させていただきます。と思います。

○松本賢一君 質問の前にどうか私のところから来て、どんな質問なさいませうかという話があったから、私は前に本会議でこういう質問をして、おる、大臣、こんな答弁しております、それについてまず聞きますという話はしてあるのです。それならそれを調べてきていただかないと、次の質問、進められませんか。

○委員長(田中一君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(田中一君) 速記を起こして。

○松本賢一君 それじゃ、こうしまししょう。質問が進まないのもつまらないから、ひとつ調べて、その後どうなったかというのを後ほど伺います、別な機会でけっこうです。ではそういうことで、結局まあ非常に不満に思いますけれども、一応よく調べていただきます。

そこで建設大臣がこの間、所信表明の中で、「国土保全」ということの項目の中だったと思うのですが、「耐震対策等」と一言触れられておるわけですが、これがさっき述べられたようなことじゃなにかと思うので、建設大臣の一応考え方、まああらましさっきのお話のようなものだろうと思うわけですが、次に十二日でしたかの衆議院の災害対策特別委員会です。さっきのお話の出た河角さんが出席されたのですけれども、そのときにいろいろ問題があったと思ひますけれども、その中で新建材の問題、それから高速道路の問題とか超高層ビルというふうなものがみんな問題になって、問題になっているという事は、クエスチョンマークがついているわけですね。そういうこと

は、どうも日本というのは世界一の地震国なんです。地震に対しては何十年来万全対策をとられていてもいいわけなんです。いいわけなんですけれども、人間というものは変なものなんで、さっき大臣が言われたようにいつ起こるかかわからないものだから、結局はつきりした対策でいまだたないでいたというところになるでしょうけれども、そこでそういうことも考えながら、私は四年前にも本会議で特に質問をしたわけなんですけれども、

その後もういまいまのようには具体的な出ないというところになるわけなんです。最近、新建材の問題でいろいろたいへんなことがニュースで伝わっておりますが、これもたいへんな、どうもひどい問題じゃないかと思つたのです。新建材があれだけ悪い煙を出すとかガスを出すとかいうことが、とつかえひつかえ新聞にもあらわれておるにもかかわらず、まだ新建材に何かマークがしてあったとかなかったとかいうようなことが問題になつておるとか、そういうことじゃほんとうにもう情けないと思つたのです。そういう点についてひとつまあこの新建材の問題についてどういふうに腹をきめておられるか、これは大臣にお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり新建材の問題は、燃えやすいということのほかには発煙がございまして、この発煙が非常に人間の生命を脅かしておる、また現実には多数の人が死んでおる。これは煙だから安心だというふうなまだ観念があるようにございまして、そこでこの問題は通産省とも連絡をして、いままでも許可したものの中で最近の火災に基づく新建材の危険性総点検をして、もう一回これはあらためて許可をするような措置を講ずべきだということでも検討を命じております。通産大臣にも申し入れをいたして、具体的な新建材の再検討をいま着手に入つたという段階でございます。

○松本賢一君 そうすると、再検討に入つたというの、ほんとうに何かたよりない話ですけれども、まあとにかくこういふうに腹をきめていた

だいておるわけですね。今後は再検討の結果、悪いものはもう絶対に市場には出回らせない、と同時にもう一つお尋ねしておきたいのは、すでに使っているものですね、使っているというものはその危険をはらんでおるといふことなんです、そういうものに対する対策をどういふふうにお考えになっておるか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 非常に危険のあるものは改善命令等の措置を講じます、住宅局長から私がたゞいま申し上げましたことについて事務的な答弁をいたさします。

○政府委員(多治見高雄君) たゞいまの技術的な問題につきまして御答弁を申し上げますが、不燃材料の試験方法につきましては、四十四年の八月に試験方法を厳密に改正するという事で、その試験方法の内容を改正しました。これにつきましてこの試験方法で不燃材料、それから準不燃材料、難燃材料という事で試験方法によりましてそれぞれの性能をきめる、という告示をいたしました。その適用を四十五年の一月からやっておりますが、その後建築基準法の改正につきましてこの不燃材料の適用をどこまでやるかということ、今度の法律の改正に伴いまして本年一月一日からその適用範囲を広げまして不燃材料、準不燃材料の適用範囲を非常に広げまして、それで火災の危険のある場所につきましては、少なくとも準不燃材料を使用するという事で実施いたすことにいたしました。ただ先ほど御質問ございましたが、従来からございました可燃材料で有毒ガスを発生するものにつきましては、建築基準法の規定によりまして非常に危険な場合は改善の勧告をするという事で、これも強力に指導したいという事で実施いたしております。

○松本賢一君 それでは今後は検討の結果皆さん方が新しい方針をきめられたら、どっかもうその辺の大臣さんになんてものを使ってもあつた方がいいものはないんだ、ということになるわけですね。

○政府委員(多治見高雄君) 法律、新政令のもと

ではその危険がないように万全の措置を講じたいということをやっております。

○松本賢一君 一へん大臣に確認しておきたいのですが、ほんとうに今後ははつきりしていただきたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) たゞいま申し上げたように、私は特に厳重に再点検を命じまして、原料の問題についても、これは通産省で所管してあるものも多いのでございまして、そういう意味で通産省にも十分打ち合わせをして官通産大臣もこれには合意をしておりますので、相当の改善ができると思っております。

○松本賢一君 それじゃ次に、やっぱりこれ河角さんが問題にしておる高速道路の問題ですが、それとまあそれに関連してきようはおそらくその関係の方は見えなくなっておらぬかと思ひますが、同じように心配なのは新幹線の問題があるわけですが、いまの高速道路の問題で、現にロスアンゼルスではどちらかというと、たいして大きな地震ではなかったのに落っこちちゃっているといつたようなことが各所にあったわけですね。日本の高速道路というものは一応地震にはたいじようぶにできているんだという説明も聞いていますので、すけれども、これに対していかがでございますか、首都高速道路公団の方で御説明いただければ。

○参考人(御子柴博見君) 最初に先生が御指摘ありましたように、日本は世界有数の地震国である、こういう前提に立ちまして首都高速道路の設計と施工にあたりましてはその基準を関東大震災、少なくともそれ以上のものに耐えられる、こういう設計をいたしまして施工いたしておるわけでございます。それでその地震の破壊力の力は水平方向に振動がおもひございまして、これが構造物の重さの〇・二四から〇・三倍の力が水平方向に働くように設計しておるわけでございますが、これはアメリカに比べてみますと、アメリカの基準はたゞいま申し上げました日本の〇・二四ないしは〇・三倍、こういうものに対して〇・二四から〇・〇六倍、これに比べますと首都高速道路の

場合におきましては、四倍以上の安全度を見ておるわけでございます。そういうわけで、設計施工につきましては、関東大震災に耐えられるものと設計してございまして、さらに常時構造物の点検なり補修に十分留意いたしておりますので、まずは心配ない、さうやっております。

○松本賢一君 そうすると、再検討しなければならぬといふようなムードが新聞等にあらわれておるのですけれども、そういう必要はないということですか。

○参考人(御子柴博見君) この災害というのは、その規模がいつどんな状況でくるか、これは十分われわれといたしましても頭に置かなければならない問題と考えますので、先ほど申し上げましたように、現状におきましてはそれとおりでございますが、さらにこのたびのロスアンゼルス地震は、先ほど先生もお話ありましたようにマグニチュード六・五、こちらの関東大震災の場合七・九でございまして、相当の開きはございまして、ロスアンゼルスの場合の状況等も十分注意いたしまして、国の視察団の中にも加えていただきまして、そういう検討をいたしますと同時に、今後いろいろなデータを集めまして、この上でも万全の措置をとってまいりたいと、かように考えております。

○松本賢一君 この上でも万全の措置をいただくという事は、これはもちろんけっこうなことだと思ひますけれども、いまおっしゃる通りに、アメリカのようなちゃんものじゃやないのだということであれば、そのことをもつとPRしていただきまして、これは非常に一般の国民が今度のロスアンゼルスの問題から、日本の高速道路に対して非常に危惧を持っているわけなんです。そういう意味で、私はほんとうにだじようぶなものだということなら、さういふふうなPRをやすべきじゃないかと思ひます。

○参考人(有江義晴君) お許しを得まして御説明申し上げます。たゞいま副理事長が終括的に申し上げたのでござい

ざいですが、確かに今回のロスアンゼルス地震の規模と比較いたしますと、われわれは常に念頭に置いております関東大震災の規模は、はるかに大きいわけでございます。したがって、われわれ構造物を施工、設計いたします場合には、地震とかあるいは構造物がいかによりました、地震の大きさの関係もそれと異なりまして、われわれの想像しない事態にならぬとは言えないのでございまして。少なくともわれわれが現在こしらえております構造物は、地震の場合に引っくり返つてしまふ、あるいは折れて落ちてしまつたり、こういうことがないようにということは、念頭に置いておるわけでございます。災害の場合は若干のひびあるいは局部的な曲がりとか、さういふものは出るものと存じておりますが、復旧が少なくとも簡単にできるようにという努力はつとめておる次第でございます。初期にこしらえました構造物につきましては、落下に引いて若干不備がございまして、その後けたとけたとをつないで相互の連絡関係を密にして、地震の場合も落っこちないようにしているというふうな一つの例もござい

○松本賢一君 いまちょっとおことばの中に入っていたのですけれども、落っこちる問題ですが、実は新潟の地震で新しい橋が落ちて、古い橋はそのまま残っているといたつたような写真に、はつきりあれは国民の一つの笑話の種になったわけですから、すけれども、さうすると、ああいう心配はその後つくつたものには絶対ないということですか。

○参考人(有江義晴君) 御質問の新潟関係につきましては、まことに申しわけないでございますが、私はあまり勉強いたしておりませんので、ただ報告のたぐいを拝見いたしますと、最近問題になっておりますクイックサンドの問題が非常に影響したのじゃないかと思ひます。橋ばかりじゃなくアバウトなどのたぐいじゃないかと思つております。これは非常に私どもにとりましていい参考でございます、実は静的な状態において安全と考へても、たゞいま不安定な震動状態におきま

しては、わりあい堅い砂でも流動性を帯びるといふことは、最近新しく唱えられているところでごさいます。私もこの問題につきましましては、非常に注意を払っております。したがって、ただいまひっくり返るといふ表現を私使いましたが、そのことがないように、地下におきます構造物を広げるとか、あるいはがんにようなトンネルの本体と一体とするという努力を続けておる次第でございます。まあ大東震度程度の災害では、私どものこしらえております道路はひっくり返ったり、たいへんな被害ということはないかと、かように信じております。

○松本賢一君　まあ、高速道路の問題、だいぶん私も心配がここへ来てから少し少なくなつたんですけれども、今後とも自信のあるものは、自信というのにはアスクウェイクじゃなくて、あなた方の気持ちの中で自信のあるものだったらこれはもうあれですな、大いにやっぱりたいじようぶなんだというのを自信を持って言っていたらいたはうが、私は国民のためにと思ふんです。そういう点はつきりさしていただきたいという気がするんです。

そこで高速道路の問題はその程度にいたしますが、次にやっぱ問題にしておられる超高速ビルですね、これがまあ設計した人やら施工した人やらは、だいじようぶなんだと言っておるんだけれども、やっぱ近ごろのムードとしては問題になつておるといふことなんです。これは国民感情からいいますと、若い方はごらんにならなかつたわけですが、われわれ年寄りは大正震災のときに、あのころに最も堅牢であつた、とてもりっぱな建築物であつた丸ビルとか郵船ビルとかいうものは、これはこれやしなかつたけれども、ずつと、ちやうど二階の部分にバツ形の亀裂、大きな亀裂がずつと生じていたわけなんです。ああいうものをこの目で見た記憶がなまなしくまだ残つておりますので、そうすると丸ビルの高さで、しかもあの鉄骨、鉄筋のりっぱな建物なのがああいう程度であつたとすれば、今度の三十階だ、四十

階だというのはとてもものじやなからうという、しろろとの感覚ですが、そういう感じがしてゐるわけなんです。ところがあれが建つときには、高い建物が建つときには東大の丹下さんでしたか、だれかえらい先生が実験の結果だいじようぶなんだといふようなこともあつたり、結局あぶなくないのだと、日本では高い建物はあぶないのだといふことが頭にしみ込んでゐるやききに、高いほうむしろ地震がこたえないのだといふたようなことを言われて建つた、しろろとはそんなこととはよくわからないけれども、まあそんならうと、また今度のロスアンゼルス地震でもって高い建物は問題だと、ロスアンゼルスは耐震で自慢の三十二階建ての何とかビルというのが耐震構造のところが変わつたといふような、そういう点についてどうですか、建設当局のほうでどういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(多治見高雄君)　御質問の趣旨、よくわれわれもわかるつもりでございます。それで非常に高い建物ができますので、地震の場合にこれに對して被害はどうだということを、一般的にも御心配の向きがあることをよく承知しております。ただ耐震構造につきましては、関東大震災以来日本で非常に熱心に研究されて、いまお話の例の中にございましたが、丸ビルの構造でございますとか、そういう例も十分取り入れまして、丸ビルのときにはまだそういう大震災の経験がなかつた時代の話でございます。その後関東大震災の経験を取り入れて、耐震構造の建築が進歩してゐるということで、現在の技術の段階で申し上げますと、いまの例で申し上げますと、震が関のビル、あれにつきましては建築技術としては絶対心配がない、というふうに考えておる次第でございます。

○松本賢一君　絶対に心配のないものなら、あれも問題なんだといふたようなムードをただよわさないようにしてもらいたいと思ふのですが、どうしてああいうことになるか、どこかにやっぱある

ぶないところがあるのじやないかと、しかも一部かも知れないけれども、専門家からそういうことが往々にして新聞なんかには出てくるということになれば、これはまあいふことでやかく言つてもしょうがないけれども、十分に検討されて、ほんとに今度ロスアンゼルスへ視察団も行かれるようですけれども、ロスの耐震構造の建築が変になつたと、これはこういうところ欠陥があつたのだ、日本にはそういう欠陥はないのだといふたようなことを、やっぱ国民にわかるようにPRしていただきませんか、不必要な不安を抱くような場合があるから、そういう点を今後はつきりさしていただきたいと思ふのです。で、まあロスアンゼルス視察の結果を待ちたいという気持ちもありますので、超高速ビルの問題についてはこの辺にしておきます。

そういうことでいろいろ問題はあつたと思ふのですけれども、一番日本の特性として、もう一つ新しい問題として地下道とか、地下街とか、あるいは地下鉄とかいふ問題があるわけですから、これが何か非常に構造的に悪い面もあつたり何かするやうなことが問題になつておる。それから川の下をくぐつてゐるやうな場合には、水が漏れてきて、それに対して地下鉄なんかは乗客が危険じやないかといふたやうな、そういうたやうな問題についてあらましお聞かせいただけますか。

○政府委員(多治見高雄君)　ただいまお話しのように、地下街の問題につきましては、お話しのように心配が非常に多いといふことは、われわれも十分心得ております。それで地震あるいは火災等によりまして被害につきましては、特に地震につきましては地下街についてはあまり震動が大きくないもので、その心配はない、構造的にしっかりとつておればよろしいといふことで、高層ビルに比較いたしますと、地震に対する防備といふのはわりあいに簡単にできるというふうなことを考えております。ただ、地震が起きたときに、その地震のショックによりまして、中におります人々の混乱といふますか、パニックといふますか、これが一番心配で

ある。この場合の火の防ぎ方、それから煙の防ぎ方、それからその煙をどうやって出すか、火をどうやって消すか、その場合の内装の材料によりまして火事がどう延びていくかという点が、一番大事な防災計画としてのポイントであらうというふうな考えまして、建築基準法の改正につきましては、地下街の火災問題につきましてはそういう点に十分配慮いたしまして、特に地下街につきましてはその点嚴重に規制をいたしております。それで地下街で地震が起きた場合、火災が起きた場合には、いろいろの不安があることは事実でございますが、これにつきましては行政的な措置としては、今度の改正で十全とは申しませんが、でも、できる限りの措置をしたいというふうな考へております。

○松本賢一君　できる限りの措置といふことに何もかも含まれてゐるから、もうしろろとが何もこれ以上聞くことはないかもしれませんけれども、停電なんかにはすぐなると思ふのです。地震なんかあると、まっ暗になつたらこれはたいへんなことになると思ふので、そういう点も特に配慮ができてゐると思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(多治見高雄君)　最近の特殊建築物の火事等の場合の恐怖に對しまして、そういうたやうな非常の場合の照明設備、これは非常にわれわれは気を配つております。特に地下街につきましては非常用照明設備を強制いたしております。その場合、地震、火事の非常の場合には、当然電源が切れた場合にも、その地下街にございます予備電源で照明設備が動くやうなことを法律で強制いたしておりますので、できるだけの措置はしてゐるつもりでございます。

○松本賢一君　えらいこまかいことですが、そういう予備電源といふたやうなものはそれはどんな大きな地震にもだいじようぶなやうなものなのですか。

○政府委員(多治見高雄君)　予備電源の設備はいろいろ構造によつて違ひますけれども、地震、火災その他の非常の場合に作動できるということ

が第一条件でございますので、それぞれの条件に応じてこういった非常用電源を備えるという規定にしております。

○松本賢一君 それからこれは日本における特性だといわれているのですが、木造家屋が非常に多いことですね。それで外国の大都會へ行っても木造家屋はたくさん見るわけですが、一体比率はどのくらい違うのですか。たとえば東京とロンドンとか東京とパリとかいったように比較して話を聞いてみると多少わかりやすいと思うのですけれども、そういう比較はできませんか。

○政府委員(多治見高雄君) ちょっとその数字持ち合わせておりませんが、確かに日本の都會は木造住宅が多いので可燃性の物質が多いというところはよくわかっておりますので、今後都市の形態をどういうふうに改造していくかという問題は、大きな問題であると思っております。現在木造の住宅をどう不燃化するかということにつきましては具体的な措置はございませんけれども、ロンドンとかと比べてまじまじと見れば、すこしとちよつと数字はございますので、後ほど調べまして。

○松本賢一君 これあまりごめんどうかけてもいかぬけれども、たとえば外国の大都會で木造家屋がこのくらいパーセンテージになっておるとか、東京のほうはわかるでしょう、パーセンテージがどのくらいになっているか、東京のほうだけ聞かせてください。わかりませんか。

○政府委員(多治見高雄君) 東京の数字はちよつと手元にございませんが、全国の住宅で申し上げますと、木造、非木造、要するに耐火、耐火でない構造ということで申し上げますと、全国の、これ住宅だけでございますが、九一・五%が木造とすることでございます。可燃性のものということでございます。

○松本賢一君 それで、もしあまりめんどうでなければ、どこか外国の都會の数字をひとつ。

○政府委員(多治見高雄君) 資料を整備しまして後ほど。

○松本賢一君 それでこれを解消していくおつもりなんでしょう。これはひとつ大臣にでもお聞きしてみたいのですけれども、都市改造というように意味で、木造建築をやはり計画的に減らしていくという具体的な方策をお持ちか、あるいはこれからそういうことをやろうとなさっておるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 大都市の商業地区あるいはビジネスセンターが不燃として耐震ということと趣旨として行政指導また誘導してまいります。ただし、住宅地区につきましては、必ずそれをやれというところは、なかなか困難な点があります。なおまた今回は都市の再開発等に開銀資金を融資する方途も開きまして、できるだけ御指導にまいりました点を推進してまいりたいと思ひます。

○松本賢一君 そうすると、現在、町の商業地区といわれているようなところでも、往々にして木造というか何というか、とにかく火事があったら一たまりもないような感じの家が相当数ありますわね。そういうものは将来はゼロにしていこうというふうな方針でおられるのですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは強制できませんので、資金も相当かかることでありますので、できるだけこれは都市改造でやらせたい、それには財政資金も融資していくというふうにして、自治体並びにその地区の商業組合等とできるだけ連係をとりましてそういうふうな誘導をしていく。理想としては全部不燃建築に持っていくべきと思ひます。

○松本賢一君 新しく建築するときには不燃建築でなければいけないということになっておるのでしよう、そうなんでしょう。そうすると、いままでもあるものを改築させるということはなかなか強制できないと、こういうわけですね。だけれども指導していく、こういうことになりませんか。

○國務大臣(根本龍太郎君) そういうことです。

○松本賢一君 それではもう一つ、建設省としていろいろな対策をどんどん進めていっていただきたいと思うのですが、消防庁のほうに、消防庁長官にちよつとお尋ねしたいのですけれども、石油ストーブ、さつきも話が出ましたが、石油ストーブですね、これがあるために非常に、三万件火災が起る。これがなければ何百くらいで済むとかいったようなことらしいのですけれども、この石油ストーブというものを、これは消防のほう専門じゃないかもしらぬけれども、何とか、一定のショックを与えた場合にはひとりで火が消えるといったような安全装置を石油ストーブには必ずつけると、そういうようなことを指導するなり法制化するなりということはできないものではないか。

○政府委員(降矢敬義君) ただいま御指摘の石油ストーブの問題は、震災のときの発火源として非常に心配でありまして、いわゆるJIS規格におきまして三十八年ころからいろいろ検討がありまして、四十二年に転倒した場合に石油が漏れる量のある程度規制するということをやりました。が、さらに四十五年の、去年の十一月だったと思いますが、対転倒消火法というものをこれに加えて、そしてJIS規格として規定するということをきめたようでありまして、これが四十六年の十月からそういうものをJIS規格として、石油ストーブとして考えるということに通産省のほうできめたようでございます。われわれ消防の側におきまして、消防研究所におきまして、地震の震動に対して転倒するかしないかという研究、並びにいま御指摘のように、対転倒消火法といひましても、まだこれが絶対であるというものは確立されておられませんので、たとえば、倒れば炭酸ガスがおのずから出て火を消すとか、あるいは震動したとたんに、いわゆるしんの部分が落下して、そして消えるとか、いろいろな方法が現在メーカーを中心に開発されておりますので、いまの御指摘のように、JIS規格として、今年の十月から採用されますので、それまでやはり技術的なものが開発されて、それにつけられると、こういうふう

に承知しております。

○松本賢一君 そうすると、これは通産省のほうとよく相談いたしたいので、まあひとつこれも万全な策というものが、一万全というのではないかもしれぬけれども、ひとつよくやっていただきたいと思ひます。

そこで、もう時間もありませんので、大臣にひとつ伺っておきたいんですけれども、この地震の問題は、これはあらゆることにわたって建設省関係も非常にたいへん関係があるし、消防も関係があるし、警察も関係があるし、運輸省もあらうし、もうとにかくあるんで、これをひとつどうですか、もう関東大震災というものが六十何年かの周期ということは、一応定説になっておるわけですから、そういうことからすれば、もう必ず、戦争や何かと違つて、こいつはどうにもしようがない、来るものが来るということになるわけですか、それに対してひとつ万全な策を十年なんと言われないで、五年なら五年ぐらゐの間に万全な策を立てて、そしてこれを具体化していくといったようなことが必要じゃないかと思ひます。そのためには大きな政治力というものを發揮していかなくやならぬ、予算も大きな予算を考へていかなく考へたつていうことになるんだというところになれば、総合的な地震対策本部というか、あるいは何というか、そういう政府をあげての一つの機関というものをつくって、早急に検討する、そういう考え方、大臣いかがですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の点、そのとおりでありますので、御承知のように、中央防災会議がございまして、これが総理を中心としたしまして、各関係各省がそれぞれ持ち場もあります。それども総合的な計画を立てられております。その一端を受けまして、われわれ建設省は建設省としての政策をいま着々進めておるということでございますので、さらに御指摘の点がございまして、防災会議のほうにもより一その推進方をわれわれのほうからも申し上げておきた

いと思ひます。

○松本賢一君 中央防災会議というのは、台風とか、そういう場合にはよく何しておられるようですけれども、どうもこの地震の問題についていまだに何も——私が寡聞なかも知れませんが、いまだに、あまり動いておられないような気がする。この際あれを使うのがいいか悪いかということにもなると思うんですけれども、ひとつ大震災というものはもうどうしても起こるのだという前提のもとに、台風もそうだけれども、ひとつまあ万全の策を講じていただきたい、大臣にひとつ要望してこの問題についての質問を終わります。

○政府委員(吉兼三郎君) 先刻お尋ねの公園の整備状況でございますが、特にお尋ねがあった東京の江東地区はどういうふうに公園が整備されているかというものでございますが、四十二年ごろに對比いたしました数字がわかりましたが、江東の三区におきまして四十二年に公園面積六十ヘクタール、それが四十五年末におきまして九十五ヘクタールという状況になっております。約四割増でございます。全国の公園の整備の伸び率からいいますと、この地域の伸びは非常に高いでございます。しかしながら、これだけではこの地域の防災対策が十分じゃございませんので、絶えず私どものほうでは防災の拠点、避難広場というものを整備する必要があるということで、四十六年度からその構想の一端として白髭地区に避難の拠点広場を確保するための事業に着手したい、こういう事情でございます。

○松本賢一君 江東地区というのは江東区という意味じゃなくて、川の東という意味ですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 江東地区と申しますのは隅田川と荒川、江戸川のほうの一部、区で申し上げますと江東墨田区、江戸川、この三地区を通称江東地区と称しております。

○松本賢一君 これについては別の機会にまたもう少し私の意見も言わしてもらいたいのと思ひますが、きょうは時間がございませんで、この問題についてはこれで……

ちよつとほかの問題で触れておきたいのでございますが、本州四国の連絡橋ということがありますね。三つの橋をかけるということ、現在どういうことになっているのかよくあらまし御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 昨年公団を設立いたしました、従来の調査研究を進めておりますが、本格的に架橋ができる技術開発と、さらには用地あるいはあすこの瀬戸内海の非常に潮流の速いところ、しかも現在たくさん船が動いている中で工事をするために、それらの障害をなくしつつやるためのあらゆる調査に、いま入っておるわけでありまして。本年度、四十六年度は四十億の予算をつけてやっておりますが、ちよつと総裁もきておりますから、今日までの進行状況は、総裁から答弁させていただきますと思ひます。

○参考人(富樫凱一君) 大臣からお話でございますが、瀬戸内海の三ルートにつきまして調査を進めております。四十五年度は建設省並びに鉄道建設公団のやつておりました調査を引き継ぎまして、その方針で調査を継続いたしておりますが、四十六年度にはさらにその調査を進めまして四十七年度中ぐらには、調査をおおよそ終わりたいと考えてございます。現在やつております調査は明石—鳴戸の線ですが、この線につきましては鳴戸の沖、それから岡山から坂出に行きます児島—坂出の線につきましては児島の付近、それから尾道から今治に出ます線につきましては大三島の多羅瀬付近でそれぞれ調査を進めております。これらの調査は、それぞれのルートに特有の調査ということであります。この三つのコンパインしなしてどこにでも適用できる、それが適当なところにはやるといふ方針で調査を進めております。ただいま重点的に目標にいたしておりますのは、水深の深いところをどう掘るのか、掘るに基盤を固定し得るか、技術的にはそこに重点を置いております。その他、さきに大臣からお話しのありました自然条件の調査、あるいは経済調査、漁業補償の調査でありますとか、航路安全に對し

ます調査でありますとか、万般の調査を進めております。

○松本賢一君 実際に工事にかかれるのは大体いつごろで、完成するのはいつごろの予定といたうなことの目安がございませうか。

○参考人(富樫凱一君) 調査の目標を四十八年度中にはどのルートも着工できるようにということ調査の目標を置いてございます。その結果、いつまでにどの部分を着工して完成せしめるといふことは、その調査の結果に基づきますので、ただいまのところ、具体的な目標は四十八年度に着工できるように調査するということで各路線につきまして力を入れておるよう次第でございます。

○松本賢一君 大臣にお聞きしたいのですけれども、これ三つの橋を同時にかけられるおつもりになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 昨年いろいろと各方面からも要求もあり、同時着工すべきであるという意見が強いので、それにこたえるためにいま鋭意進めておると、こう言っておるわけでありまして。しかし、実質的に、もうちよつと競技のときにスタートラインに一緒に並べて用意ドンで一緒に着工するといふほどの同時着工になるかどうかは、これは、おそろくその当時における財政上の問題その他の、いつも私のほうで申し上げておるその地域の受け入れ態勢がどう進んでおるかということにも関係があるのであります。現在のところ、われわれとしては四十八年度にいずれも着工できるように進めたい、こういう気持ちでございます。

○松本賢一君 これですね、もちろん三つの橋みんななかればこれに越したことはないわけなんです。が、どうも二、三年前にはどうかへ一つ先にかけるのだと、そして次をかけるのだと、いつのまにか三つ一緒にスタートラインに並んだといふおっしゃったけれども、そんなようなことが三つ一緒にスタートラインに並んだといふおっしゃったけれども、それはまあ要望が強いとおっしゃるけれども、その要望というのは地元

の要望なんだろうと思ひるので、私も地元なんです

が、もちろん地元だから地元は早くかかってくれればいいに越したことはないのですけれども、しかし、それは気持ちなんであつて、全国的な建設計画というものからいってどこが一番適当なんだと、ここをかけるのだといふことになれば、すわり込みやつて妨害するといったようなそういう気持ちがあるわけじゃないので、まあかりにほかにきまつた場合でも、そういうことなんです。これをただどうも何か地元の政治力とか何というか、そういうものに押されて、そしてとうとう三つとも同じように八方美人みたいなことでやうていくようになってしまったという感じがするわけですよ。そういう点で、ほんとうならおとしの九月でしたか、おとしの九月にははつきりどこをやるのだといふことをきめるといふ総理大臣のことばもあつたように思ひますけれども、それが九月が十一月になり、年末になり、春になり、秋になり、結局三つが八方美人みたいなことになってしまったといふことなんです。こういうことはどうも国民として納得できない気持ちがあるわけなんです。そういう点を、ひとつ大臣は政治力のある方だと思ひますので、勇断をもつて、奮勇をもつてほんとうに国策上これが一番いいんだといふことをはっきりさしていただきたいと思ひます。これは非常に政治的な問題なんです。建設大臣の政治力と同時に、また総理のあれで、予算委員会でも総理にも聞いてみようと思ひます。ですから、そういう強力な政治力を發揮してもらつて、八方美人的な、わけのわからぬようなことでなくやつていただきたいと思ひます。いま大臣、御答弁がしにくいかもしれせんが、できればいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように、これはほんとうに着工する場合には、航路安全とか漁業補償、それから取りつけ道路、これは非常にむずかしい問題がございまして、したがって、その条件が整わなければ、幾らやりたいた言つても、

これはできません。そういう点がありますので、四十七年度までにそうした条件がみな平等に出てこないです。必ずそこに違いが出てくるわけでありますから、そうすれば、おのずからそこで現実に着工する場合においては、時差が出てくるという点も、これはあり得ることです。

これからの一つは、三方所一緒にやるということ、せいかくじやないかという議論は、実は衆議院内でも相当ありました。こちらでもございす。特に現在、東京港がこのように過密になっておるときに、首都圏の問題からするならば、むしろ東京湾岸道路、もしくは東京横断道路とか、こういうものを優先すべきだと、こういう議論も出てきております。あるいはまた、あそこに三本橋をかけるならば、むしろいま非常に問題になっておる北陸と山陰のほうをやつて、それによつて地域開発と過密化の問題を解決すべきだ、こういう議論もございす。しかしわれわれといたしましては、御承知のように、いま近畿と中国が都市公害に悩まされて、ほとんどあそこ、水の問題等も含めると、今後の大きな開発は困難になつてきます。ところが、あの三つの橋ができるということになります、その問題を解決すると同時に、四国が完全に中国、近畿圏と一体になり、そこに非常に大きなメリットがある。こういう観点からするならば、これは三つやつても決していわれる過剰投資にはならない、こういうような観点で、実は昨年ある公団をつくるときに、総理の最終的な決断でできたということでもございす。これができるようになりますれば、どんなことをしても十年かかりますから、その時期における日本の経済力、それから国際経済の状況から見れば、いまから見ればちよつと過剰投資に見られるけれども、完成する時期から見れば、むしろこれでよかつたというほうが多いのじやないか、こう見ている次第でございす。

○松本賢一君 これは、三つ橋をかけるということとを私も反対しているわけではないのですよ。かけたほうがいいにきまつてゐるのです。いいにき

まつてゐるんだけれども、現在の日本の国力の中で、三つ一ぺんにかけるということは、おそろくたいへんなその比重がかつてくると実は思うのです。それで、いまの地震対策等にも金が要るうし、公害の対策にも金が要るうし、ありとあらゆるものに金が要るうし、大体三つの橋に着手する、具体条件を整えればどこからでもやるのだというかまえておられるようですが、いまのお答えによると、そういうことで同時に三つの橋を十年間にかけるということになると、日本の財政上の負担というものがたいへん大きなウェイトがかつてくると思うので、そこらやつぱり二、三年前の計画に戻るほうがいいんじゃないかというふうな、そういうことも考えられますので、そういう点はいづれにしてもひとつ大きな政治力を発揮していただきまして、日本の国策上最もいい方法をとるようにひとつ要望をいたしまして、たいへん時間が長くなりましたが、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) ちよつと補足の資料がわかりましたので答弁させていただきますと思ひます。

先ほどの関東南部の地震の震度であります、各地の震度であります、河角博士の資料によりますと、横浜は七、川崎六、小田原七、鎌倉七、千葉五、浦和六、こういうような結果になっております。また関東南部におきます家屋損壊の総数は五十七万六千でありまして、死者は十四万二千、こういうことに相なります。

○二宮文造君 先日大臣の所信表明を伺いました。この所信表明を伺ひまして、その中身はそれぞれのおもだった年次計画というものを頭に置きながら、都市の対策については健全な都市の発展と秩序ある整備、こういうことあるいは住宅対策、住宅難の解消、それからまた土地対策あるいは国土の保全、こういうふうに向きの青写真といひますか、それにまた着手していくべきいろいろな方向といふものを方向づけられた、こう伺つたわけですが、いままも松本委員からお話ありましたよう

に、先日のロスの地震がございしました。またあの地震にかんがみまして、私の所信表明をあらためて読み直して、こゝに二年幸ひにして記憶に新しいようないわば台風被害がなかった。そういうことから防災という面が前面に出ていかなかったような気がするわけです。整備それからあるいはその年次計画をやつていくということは明らかにになりましたけれども、肝心の歯どめといひますか、そういう面が考慮はされてゐるんでしようけれども、所信表明の中には出てこなかった、このように印象づけられたのです。そこで、いままもお話をいたしましたけれども、ロスの地震という教訓を残されたわけですね。これでひとつ大臣、防災という面であらためて所信の補足といひます、伺つておきたい、こう思うわけです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、最近国内における台風あるいは震災等もそう大きなものがややなかつたといふことで、そういう感じなきにもあらずだと思ひます。しかるところ、先般のロスの震災を見まして、私はこれはいままで安心感を持つておるけれども、これはもう、もう一度大都市における震災対策といふものを本格的に行政府のみならず、国民全体として考え直さなければならぬといふような感じを持ちまして、さつそく調査団を編成し、かつ建設省のみならず、東京都、それから消防庁、警察その他各省に私のほうから働きかけまして、そうして慎重にこのロスの教訓を得てきて、それを今度は国においてそれを資料として防災対策を立てるとともに、これは国民に公表して、こういうふうな状況である、日本においてはこれこれのことをやつておつたが、こういう点はまだ足りないのだ、それから、また特に日本においては問題になるのはいろいろ防災の技術的な対策のほかに、震災の経験から見ると、どうも人心の動揺で、これのほうがかつて大きいのです。交通障害あるいは火事に対してすつかり興奮してしまつて、一つのパニック状況が出てくる。そのほうがむしろ大きいと思ひますが、ある意味においては、私はロスの経験を契機

として、国民的に大震災に対する国民のお互いこの問題に取り組み得る資料を提供し、そこから再出発しなければならぬのじやないかということ、少し大がかりだったけれども、調査団を派遣することに政府で処置し、この成果を得て国会にも御報告し、いろいろと御指示を得て、いま御指摘のようにおくれがちだと見られる国の防災対策を、これを契機として進めてまいりたいと思つておる次第でございす。

○二宮文造君 私はロスの地震にかんがみまして若干質問したいと思ひますが、主要な部分はいま松本委員から発言がございまして、多少重複をするかも知れませんが、もう少しこまかい面で説明をいただきたいと思ひます。たゞばロスでは、新聞によりますと、あそこはサンフランシスコ、サンジェゴそれからロスと、いわゆる世界で有名な地震地帯になっておる、そういうことで、十四階以上の建物はいつのころから禁止しておる、こういうことになっておるのだと、これは新聞の報道です。けれども現実には三十二階建てのオークシデンタルタワーとかあるいは四十二階建てのユニオン銀行、こういうところにあるいは大島三、四あるいは六丁目ですか、そういうところを四階とか五階建ての住宅が建てられております。それから先ほどお話がありましたけれども、震が関係ビルが三十六階ですか、貿易センタービルが四十階ですか、それから新宿の京王プラザが四十七階、それからまた東京海上が三十三階、それからまた品川の駅前が大体三十階程度だと、このように思ひます。このように超高層ビルがメジロ押しにつくられております。さつき住宅局長のお話では、これらの超高層ビルはもう地震には心配がございせん、こういふような答弁でございまして、一体どれくらい地震の震度ないしはマグニチュードを予想して心配ない

と、こういうふうに設計されておるのか、その点をお伺いしておきたい。

○政府委員(多治見高雄君) 先ほどお答えいたしましたように、高層ビルが最近非常にたくさん立ち出しておりますけれども、これにつきましても、構造的には地震の震度に対しては十全の措置を考へて調整しております。

○二宮文造君 具体的にはどうなっておりますか。

○政府委員(多治見高雄君) 震度については後ほど申し上げますが、建物そのものの構造につきましても、関東大震災と同じ程度の地震についてもだいたいよぶという構造をとっているつもりでございます。

○二宮文造君 私先ほどからこうお話を伺っております。関東大震災程度の地震ということで答弁が返ってくるわけですが、それ以上の地震はないのか。たとえば関東大震災の場合は先ほど伺った七・九マグニチュードです。いまちょっと調べてもらいますけれども、これは昔こんな記録ができたのか知りませんが、これは中央防災会議ですか、あそここの資料から引っぱってみますと、一三六一年、正平十六年の南海道地震が八・四です。これはマグニチュードです。と聞いております。それから一四九八年の明応年間が八・六、それから一八五四年の安政年間の地震が八・四と、先ほど伺いますと、マグニチュードが上がるのは算術的な差じゃなく、幾何級数的にこれが、震度がこう大きくなっていく。そういう伺い方をしますと、八・四だとか八・六だとか、これがいままでに日本で記録された地震のマグニチュードと言われているんですが、こういう場合は一体どうなるんだという心配が出てまいりますが、そのものに対して絶対だいたいよぶのか、構造的にあるいは関東大震災に比べてだいたいよぶのか、この点をばつきりしておいていただきたい。

○政府委員(多治見高雄君) 実は私も技術者でございませんで、こまかいデータはわかりません

が、大体の震度に対します構造物の耐震力でございますが、これは関東大震災の三倍程度の地震でも耐えるというのを基準にして新しい規制をしているわけでございます。ただ地震の場合はこの地震に伴いまして、先ほど大臣からお答えがありましたように、中に住んでいる方々のパニック的な状態、それからもう一つは、単体の構造強度と別に、中にもあります家具、什器その他の動揺によります混乱等がございますので、それについては別でございますが、単体の構造強度といたしましては、関東大震災の三倍程度の地震に耐えるというふうに技術的に基準がきまっているというふうに聞いております。

○二宮文造君 わかりました。関東大震災の三倍程度のマグニチュードといえますと、数字であらわすと、どれくらいになるんですか。私は具体的に関東大震災は七・九だと過去に記録をしたのは八・四とか八・六だと、こういうふうに申し上げた。この差が幾何級数的に広がっていくのだという話ですね。三倍という答弁が返ってきてても、ちょっとわからぬわけですね。

○説明員(前川喜寛君) 御説明が非常に大ききお答えを申し上げて、おわかりにくかったと思ひます。具体的にやっておりますのは、いまの超高層にいたしましても、実際に世界的に幾つも起こった地震ですね、こういった大きな地震によつて、これは実際に建物に地震動が来るわけでございますが、そういった地震動を建物の構造体に入れてみますと、最近コンピュータが相当発達しております。したがって、どの程度どういう力が加わるかというのをチェックしながら、この構造物の安全性をきめております。それが一つの軸でございます。もう一つは、先ほどお話の出でございました河角先生を中心にして、日本の全国的に、いわば地震の地図ができております。どの辺にはどういふふうな地震がどのくらい起こりそうかという、一種の発生確率のなものでござい

ます。これでいろいろこの辺はあまり起こらないだろうとかいうことはわかっております。そう

いったものを組み合わせまして、実際に建物に加わる力というものを算出しております。したがって、あの地震の震度とか規模とかいうものとちよつと別でございます。建物に現実に出てくるというんですか、加わる力が関東大震災のいま申し上げた三倍なら三倍程度はだいたいよぶんだと、こういうような結果が出ておりますが、これらは大ざっぱに申し上げて、現実にはいまのようないろいろの地震動を建物の構造体というものに入れたまして、それでどういふ力がどう出てくるかということをチェックいたしまして、寸法とか、そういう建物の強度を見込みまして、寸法とか、そういう形の強度といふものをきめていく、こういう形でございます。

○二宮文造君 そうしますと、どの程度で心配ないということになるのですか。結論がはっきりしないのです。

○説明員(前川喜寛君) いま考えられます一番大きな地震でございますね、世界的に見まして、こういう規模の地震についてはだいたいよぶ。それからもう一つ言いますと、これは理論的でございますが、地震の規模、地震の大きさといひますのは八・幾つでございますか、これが大体理論的に考えられる最大規模じゃないか、九をちよつと切つていたと思ひます。これはマグニチュードでございますね。こういったものがいまの最大のものじゃないかと言われておりますが、大体そのくらいの地震を考えましてもだいたいよぶ、ということを考えております。

○二宮文造君 そこで、いま私新聞をちよつとさがして見ると、超高層ビルをつくった関係の方の発言として、いま日本の超高層ビルはだいたいよぶだ、むしろ十階程度のビルの方があぶないんだ、こういうようなことを新聞に報道されている。どこに報道されたのか、ちよつと私いまさがして見えないんですが、そういう報道があったと思うんですが、これは非常に不思議な発表のしかただと思ふんですが、自分のところはいまだいよぶだ、こういうふうに科学的に

やっているから。むしろ十階建てのほうがあぶないんだというふうな表現は、これは人心に動揺を与えることはなだだと思ふんです。これはひとつまた注意をいただきたいと思ふわけです。こういうぐあいでは、もう人心に不安を起させる発言というのが一番問題になりますので。

それからもう一つ心配なのは、これは建築基準法の関係にもなりますし、あるいはまた消防防の関係にもなるかも知れませんが、昨年の五月現在で東京都内に約二万二千の四階以上の高層ビルがあるわけですね。そのうち一階当たりの建築面積が二百平方メートル以下、いわゆる何というのですか、通称ペンシルビルと言われているんですが、細長い建物ですね、そういうものが約半数あるといわれております。建築基準法では、階段が二カ所以上必要なのは建築面積が一階当たり二百平方メートル以上と規定されているために、こういうビルに――ペンシルビルですね、こういうビルには階段が一方所しかない。非常階段がほとんどついていない。もしここで火災が起りますと、階段が煙突の役割りを果たしていきま

す。そこでおっしゃったようなパニック状態というのが考えられるわけですが、これは一体このまま放置してよろしいものでしょうか、どうでしょう。○説明員(前川喜寛君) 従来のケースでございまして、やはり火事でそういういわばペンシルビルで階段室、そういったところから火が回って、そして人が死んだというケースが非常に多かったわけでございます。したがって、一昨年でございまして、法令を改正いたしまして、さらに今回の法律改正もやっていたございまして、今度階段室等のそういった、いわば避難に使う場所、それから逆に言いますと、そこが煙突になるような場所、こういったところについては、それを火事の際にはその火事の熱によって感知いたしましたし、シャッターをする、要するにクローズしてしまふというふうな方法を考へております。そういう規制をやっております。さらにいまの法律改正

によりまして、先ほど出ましたような室内の仕上げ等、これで煙を出すのが非常に多いということによりまして、いまの室内の仕上げの規制を三階以上から原則的にやる。したがって、そこでは特に廊下、階段などというのは、ほとんど煙を出さない準不燃材料とか不燃材料でやるというふうな規制を考へる。そういうことから、あと付随的のごさいます、非常照明とか排煙室その他いろいろなものの手当てをしてありますが、原則的には階段を二つとくれていることは、非常に実際問題としてもむずかしい場合が多いわけで、小さなものになりますれば、非常にやりにくいという場合が多いのでございます。それから起ってくるマイナス面というか、危険な面につきましては、特に階段室の区画でございます。それから室内等の仕上げの制限をやるということと安全じゃないかというふうに考へております。

○二宮文造君 消防庁のほう、どうでしょうか。いま私が心配したような問題で、火災を消火活動の上で、あるいは人身事故を防ぐ意味で、いまのような建築基準法上の考へ方ではよろしいでしょうか。

○政府委員(降矢敬義君) ただいま建築基準法上の関係からの防火、防災の規定であります。消防のほうといたしまして、建設省との改正問題については、しばしば連絡協議をしているわけございまして、建築基準法上、いまのような防火シャッター——煙を感知して、防火シャッターによって煙道となることを防ぎますし、これはわれわれとしてもぜひ望んでおるところでございます。消防として、さらに、御案内のとおり、消火設備あるいは避難器具等の設置はむしろ人命救助という点から、これを指導し、また一定のものについては義務とするということで、建築基準法と相まって、御指摘の人命尊重の方法をぜひ完璧にしたい。同時に、最近におけるビル火災に対しましては、はしご車というものがまだ都市によっては整備されておらず、こういう消防器具の整備につきましても、中小のいまのビルをつく

るようなところを重点的に考へていきたい、という考へております。

○二宮文造君 これは重要な問題です。やはり規制というものを明確にすべきではないかと思ひます。

それから、次に、地下街の問題ですけれども、名古屋を出発にしまして、いま都内でももうすぐ十六カ所ですか、地下街ができて、さらに上野、浅草、そういう方面でも地下街がつくられる、こういうふうにいわれておりますが、そこで、思い起こすことは、一昨年の七月、国鉄の旭川駅のステーションデパートの地下のほうで火災が起きました。そのときに、酸素補給器をつけた消防員が四つの出入口から地下に入ろうとしたけれども、煙と熱気で消火作業ができな

○二宮文造君 そういうふうに規制された、それが守られれば効果が出る、それは当然ですが、現実、私聞いたところによりますと、浅草とか、京成とか、三原橋、蔵前、神田、こういう方面は自動火災感知器やスプリンクラーや、専門の排煙設備がない、こう言われている。それから新宿のステーションビル、西銀座のデパート、それから有楽町のフードセンター、有楽町ショッピングセンター、池袋の地下街はスプリンクラーか排煙設備かどっちかがない、こういうふうにいわれておりますけれども、せっかく法を改正しても、すでにでき上がったものに遡及してそれを規制できませんか、あるいはいつまでにやれというふうになっていきますか。

○政府委員(多治見高雄君) 最近の災害の実情等につきまして、新しく法律の改正その他をやったわけでございますが、お話しのように、すでに法律の施行になります前に実存しておいた建物につきましては、この法律は適用にならないというふうになっております。したがって、新しい法律ではこういった既存のいわば法律違反、われわれは既存不適格と申しておりますが、こういったものにつきましては、特に保安上、衛生上非常に危険であるという場合には、勧告をしてこの改造、極端な場合は除却まで命ずることができるという規定を設けておりますので、この規定をできるだけ活用して、そういった既存不適格のものには改善命令を出して改善をさせたい、こういうことで今後励行させるつもりでございます。

○二宮文造君 私、具体例を引いてお伺いしておるわけです。ここでもう火災でも起きたらたちまちこういう問題になるわけです。ですから、未然に防止する意味で、具体的に地下街の、あるいは建物の名前をあげて迷惑がかるかわかりませんが、これらについては、そういう保安上の問題で勧告をしたんですか、する準備があるんですか、あるいはもう勧告をする必要がない

○政府委員(多治見高雄君) お話しのように、地下街の災害に対します対策、たいへん常識的に考へましても心配な点がございまして、先般の建築基準法の改正、さらに続きまして建築基準法施行令の改正につきましても、特にこの地下街の規制につきましては強化いたしまして、地下街の必要な防災設備その他につきましても、詳細な規定を設けている次第でございます。これが守られれば、今後は地下街の安全対策については十全の効果があるというふうに考へておるわけでございます。

○二宮文造君 最近の災害の実情等につきまして、新しく法律の改正その他をやったわけでございますが、お話しのように、すでに法律の施行になります前に実存しておいた建物につきましては、この法律は適用にならないというふうになっております。したがって、新しい法律ではこういった既存のいわば法律違反、われわれは既存不適格と申しておりますが、こういったものにつきましては、特に保安上、衛生上非常に危険であるという場合には、勧告をしてこの改造、極端な場合は除却まで命ずることができるという規定を設けておりますので、この規定をできるだけ活用して、そういった既存不適格のものには改善命令を出して改善をさせたい、こういうことで今後励行させるつもりでございます。

かつたんですか、この辺のことはどうなんですか。

○説明員(前川喜寛君) 地下街の規制につきましては、ことは多少言い過ぎかも知れませんが、ある意味では非常に危険だということで、われわれ前から目のかたきに従来も一生懸命やっておるところでございます。それで、いまの先生の御指摘の点、いろいろ規定が変わってまいります。どんどん、いわば加重されております。こまかいところにつきましては、多少、たとえば非常用消火器が一部足りないとか、こういったところがございまして、原則的にいま先生の御指摘になった排煙設備、これはちよつとあとからつけにくいというケースが非常にあるわけでござい

○二宮文造君 消防庁、いかがでしょうか。消防法の施行令によりますと、昭和三十六年以前にできた地下街については、いまでもスプリンクラーや排煙設備を設置しないでもいい、こういうふうなことになっているように聞いたんですが、それでいいのでしょうか。あるいはいま建設省の担当の係の方からお話のあったようなやり方で、地下街の火災発生あるいは事故が発生した場合の人身を守るかどうかということについて、消防庁自体で非常に気にしている問題もあると思うんですが、その辺のことについてお伺いしたい。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘のように、スプリンクラーの設置は遡及いたしません。ただ

簡易消火器とか電気火災警報器とか、あるいは非常警報設備あるいは誘導灯、こういうものについては適宜するようにしております。

われわれといたしまして、地下街の火災で一番心配なのは、一たび火災が起きた場合に、消火という面からいいますと、いわば煙とガラスの暗黒の戦いということになります。で、先ほどお話しがありましたように、消防士がかりにそこに入りま

す場合におきましても、空気ボンベその他のことを備えて入れなければいけませんし、また同時に消防活動をやりやすためには、ある程度見通し

がなければいけませんので、煙の排除という意味で、排煙車、その他の機械の問題、あるいは照明器具というようなものも備えておかなければなら

ないわけでありまして、いずれにいたしましても防災並びに救急活動を同時に進めるために、そういうような建物自体が防炎的な構造をまずやって

いただくということが先決でありまして、それとあわせて、いま申し上げたような消防の体制を整

備するということとでこの問題に対処する、という考えでございます。

○二宮文造君 大臣です、お聞きのとおりなんです、必要目の前に迫っておるわけなんです。ところが法の不備やですにもう事実が先行しているために手出しができない、やるべきことをやらないという感じが私はしてならないわけです。一た

ん事故があるといへんことになりまして、いまのやりとりを聞かれて大臣の心況をお伺いしたいと思

からやむを得ないという態度ではいけないと思

います。改善命令を下すことができるものは改善命令をどしどしやり、また必要とあるならば、さらに立法措置をもう一回検討すべきじゃないか

という感じを受けております。いざ消防庁、あるいはその他関係部局とも相談の上で、そうした過去の許したもののよる不安状況を、できるだけ早くなくするように努力したいと、こう思います。

○二宮文造君 重ねての、追々かかるような質問で恐縮なんです、やっぱり実態調査が一番だろうと思

うんですが、早急に実態調査をさせる御意思がありますかどう

か。○国務大臣(根本龍太郎君) 建設省みずから全部やるというところは、なかなかできないと思

います。が、これ、主として各都道府県の特定行政庁がやることですから、それを督促してやらない

と思

います。○二宮文造君 同じように、地下街とか地下鉄の入り口が非常に狭いわけなんです。それで一たん事故が起

きたときに、地下街から地上に逃げるときに危険があるわけなんです、階段の、いわゆる逃げ道

とい

います。き点

は改良させるべきだと思

う。た

と

え

ば、そ

うい

う。で、私

は、こ

うい

う。で、私

は、こ

うい

う。で、私

は、こ

うい

見ましても、その破壊した部分のコンクリートの色が第一違っておりまして。したがって、その付近のコンクリートの試験片を十個ばかりとりまして、物理的及び化学的試験をしたのでございまして、まず第一に考えましたのは、セメント量がどうであるかというように考えましたところ、ほかの良好な部分のコンクリート部分よりも若干少ないセメント量であった。骨材には異常がない、それから、コンクリートにやや空隙が多い、これは、比較的水が多かったやわ練りのコンクリートであったということも裏づけしておるかと思ひます。したがって、強度が所定の強度までなかったわけでもございまして、これは確かにコンクリートに主たる原因がありという結論が出たわけでもございまして。

その復旧方法でございまして、復旧は、御案内のとおり、プレストレストコンクリートのけたは、一部分を破壊してやりかえるということはどうも不可能でございまして、この古いけたを撤去して新規にかける、あるいはできるならば、その局部破壊をしたけたをさらに補強して使う二つの方法がございまして、われわれといたしましては、一日も早く、一時間でも早く現場を復旧したいというところからいろいろ検討しました結果、このけたの床板の上にさらに別途の鉄筋コンクリートを打ち、さらにこれはキングポストと申しておりますが、ピアノ線を使いましてけた全体を補強するという工法をとった次第でございまして、事故が起きたまじから十三日目にやと復旧いたしましたので、供用開始した次第であります。

お尋ねの二件につきまして以上でございまして。○二宮文造君 まあ盛んに嚴重にやっていたいた結果、そういう手落ちが出ているわけでもございまして、これは今後の管理の問題で御注意を願いたいと思ひますが、もう一つ三月の二十日に開通します。中央区の箱崎インターチェンジ、あそこところは重層式とかいう十四、五メートル、建物で言えば四階建て、五階建てぐらいのところになつて交差しているようでもございまして、そういう

う複雑な構造が——ロスの地震にまた戻るわけでありまして、そういう場合を想定すれば、なるべくあつたこととはとらわれないほうが道路そのものの性格上安全ではないかと思ひますが、この点はどうでしょうか。

○参考人(有江義晴君) お説のとおりでございまして。私も好んで高いところに道路をつくる意思は毛頭ございせん。ただ箱崎地区は、御案内のとおり六号線でございます。七号線が東側に走りまして、堅川に分岐しまして、隅田川を渡りますと、堅川につながる、現在工事並びにその他の関係が促進されております成田空港と関係の深い道路と心得ておる次第です。また、箱崎から九号線と称しまして、湾岸の道路と将来つながる路線が一つ決定されております。道路の決定と相前後いたしましたので、あそこに成田空港のチェックインのために東京シティエアターミナルの施設をこしらえようというふうな計画が決定されたわけでありまして。その計画を埋め立て地の中に収容しようとして、それを収容し、その上を道路が走るというふうでございまして、非常に高くはなりまして、まあまあやむを得なかったかと、かように考へておる次第でございまして。

○二宮文造君 何か話を聞いておりますと、好ましくないのだけれども、地形上どうしてもあせざるを得なかったと、何だかもうと考慮すれば、ああいうふうにならなくてもよかつたんですが、というふうな答弁が返ってくるんですが、感じがするんですが、まあできたものをどうこう言つてもしょうがありませんし、少々金の出し惜しみ、あるいは用地買収の難関さというところもありまして、あるいは、やっぱり万全の策を今後もとつていただくようにひとつ設計もやつていただければどうだろうか、こう思ひます。

それから問題は、都に鉄筋コンクリートの永久橋が六千八百二十九ですか、それから木橋が八百四十ある。これは木の橋はたがたとくれば一ぺんにだめになつてしまうのもわかつておりますし、また鉄筋コンクリートの永久橋というわけ

ておりますけれども、その構造についても一たん事があればたいへんなことになるのではないかと。これは避難をするにしても交通が杜絶してしまふとどうしようもないんですが、どうでしょうか、橋の絶点検ということとは、そういう一たん緩急ある場合のことも想定し、あるいは消防、消防活動というふうなものから考へて当面話題にのぼつておりますかどうか、この点をお伺ひしたいんですが。

○政府委員(高橋国一郎君) 御指摘のとおり、東京都内におきましては、現在まだ若干の木橋も残つております。なお御指摘のとおりかなり老朽化した橋梁もあるようでもございまして。ただいまのところ老朽橋につきましては、別の面からチェックはさせておりますが、いまおっしゃいました防災の見地からのチェックということとは実は考へておりません。腐蝕等によりまして老朽化して耐荷力が不足しているのではないかと、そういうチェックは、しばしばやられておりますが、その点に、今回は大地震の際のことも考慮してチェックさせるようにいたしたい、というふうな考へております。

○二宮文造君 この橋には電気、電話のケーブル、水道管、ガス管、そういうものが添架されておまして、非常に重要な問題になってくると思ひますので留意を願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、地下埋設物の問題でございまして、これは聞いた話ですが、具体的にこういふふうになつてゐるそうですね。新橋駅の東駅口前を通る国道十五号線のところを例にとりまして、地下の地表から三メートルの間に浅い所から百五十ミリのガス管、電話線、百五十ミリの上水管、二百ミリのガス管、六百ミリの下水管、百五十ミリの上水管、二百二十ミリの下水管、電話線、送電線、八百ミリの上水管、千ミリの上水管、九百ミリの上水管、そしてその下に地下道、こういうふうな十三本の埋設物が詰まつておる。その埋設物がどういふふうな詰まつてゐるかという地下地図ですね、これはまだ完備してゐないそ

うでございまして、どうでしょうか。

○政府委員(高橋国一郎君) ただいま御指摘の新橋のことについては、私たたいま存存しております。あとで詳細に調べてみたいと思ひますが、地下埋設物の状況を完全に把握しているかどうかというところでもございまして、建設省といたしましては、近年のガス爆発事故等に対処いたしまして、地下の埋設物については完全に把握するように各道路管理者に強く指示いたしておるわけでもございまして、それにやまして、たとえば東京都内におきましては指定区間内つまり、大臣が直轄で行なわれております指定区間内におきましては、五百分の一の平面図、横断面図で、九〇%の整備済みでございまして、なお都道につきましては、まだ完全ではございせん、昭和四十五年度末までに約六〇%整備される見込みでございまして。これも五百分の一の平面図と百分の一の断面図になつております。区道については、四十六年度末までに中央区では一〇〇%、文京区一〇〇%、港区八四%等、大部分整備が進んでおまして、間もなく一兩年中には完全に整備が終わるというふうな考へております。

○二宮文造君 そこで、一とき悪口がありまして。東京炭坑といわれて、掘つて掘つてまた掘つてというので、年がら年じゅう掘り返している、という悪口がありましたけれども、共同溝整備特別措置法というものを制定されて、なるべくそういう共同溝に地下埋設物を整備する、こういう方針で進んでこられたのですが、そういう實際にどの程度に共同溝が完成したのか、延長キロができたのか、整備されたのか、その実績はどうでしょうか。これはもう何うまでもなく、東京あるいは兵庫県の尼崎ですか、その辺でわざわざ二・五キロとかいう措置法による共同溝の整備ができていない、こういうわけでもございまして、この点どうでしょうか。

○政府委員(高橋国一郎君) 共同溝の建設につきましては、昭和三十八年の四月に共同溝の整備等に関する特別措置法が制定されて以来、建設省で

はずいぶん推進してきたわけでございまして、昭和四十五年三月までには東京都内の主要な幹線につぎまして二十六キロメートル完了しております。なお昭和四十五年現在におきまして、約五十キロが工事中でございます。まあ、たとえて申しますと、二四六号線、つまり玉川通りには現在地下に玉電を入れておりますし、地上に高速度路三号線の延伸が建設中でございますが、そこにも入る予定になっておりますし、卑近の例ですと、この半蔵門から新宿の方面にかけては、国道二〇号線と申しておりますが、これも拡幅と同時に入れております。国道四号線、これは上野からずっと千住を通りまして、日光街道でございますが、これも拡幅と同時に入れております。つまり工事中、東京都内におきまして、拡幅事業を行なう場合には、あるいは地下鉄等によって掘り起こしを行なう場合には、同時に共同溝を設置するような指導方針でもって、これは現実には強力に推進しているのが実情でございます。なお、名古屋市につきましても、今年度から新たに着工することになっております。大阪市につきましても、残念ながらまだ着工しておりません。以上でございます。

○二宮文造君 その中で、ガス会社があまり参加をしたがらないというふうな話も聞くのですが、やはり火災とか何とかということになりますと、大阪のガスの爆発事故などを考えてみても、やはりその後の処理というのは、共同溝に設備されておりますと非常にしやすいのじゃないかと思っておりますが、ガス会社が参加しない、参加を渋っている、こういうところはどこにあるのですか。

○政府委員(高橋一郎君) 御指摘のとおり、ガス事業者は必ずしも共同溝に積極的に入るという意思が非常に乏しいというございまして、われわれ道路管理者といたしましては、共同溝をつくる場合には常にガス会社に強力に働きかけております。たとえば板橋の一昨年の事故は、共同溝があったにもかかわらず、ガスが入ってなかったために起きたといわれておりますし、そういうよう

な事情で、なかなか入りたがらないのでございすけれども、その板橋の事故を契機といたしまして、東京につきましては、東京ガスがかなり今回は積極的に入るような姿勢を示しております。

従来、ガス事業者が入りたがらない最大の理由と申しますのは、多額の先行投資を伴うからだというふうに考えられております。これは建設大臣の御配慮によりまして、今度は融資をいたすことにきまりましたので、その点が解決されたようであります。なお第二点として、ガス会社が従来申しておりますのは、一緒に共同溝に収容した場合に、ガスが漏れまして、もし万一、そこにたばこ等の火気がありまして、爆発を起して非常に危険を及ぼすということの一つの大きな理由にしておいたようでありまして、それにつきましては、それは探知機等の完全なものでもございまして、そういう危険はないのではないかと、盛んに懲罰しております。以上のような事情で、主たる原因は、やはり多額の先行投資であったわけでございますが、融資という道が開かれましたので、今後は積極的に参加するようになるかと考えております。

○二宮文造君 最後に大臣、例の国有農地の問題についてちょっとお伺いしたいのですが、国有農地の問題で、四十二年の六月二十三日の閣議で、佐藤総理が、その国有農地として使えない都市近郊の土地を子供たちの遊び場に開放せよ、こういうふうな発言をなさった。それで事務当局でも一生懸命考えて、建設省でもその指示に基づいて調査をして、それに該当する土地が全国で千八百七十カ所、約二百十ヘクタールの土地があった。したがってこれを、緩衝緑地にもなりますし、公園にもなりますし、一たん事故があればここが避難所にもなり、また子供の遊び場にもなるというところ、建設省としてはそういうふうな振りに向けたというので、農林省とも交渉をして、公的に整備ができないうのかどうかというふうなやりとりがあったと、こう聞いております。ところが最近、非常に不評を買っております最高裁の判例を

契機にしましてそれを旧地主に返す、こういうことが閣議で言われたようですが、その際の建設大臣の発言なり考え方は、いかがでございしたか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり、昭和四十二年に、当時の農林省で、農地法の条章からいいたすれば、御承知のようにこれは自作農創設のために買い上げたのですが、現実には自作農創設は不可能です。また引き受け手がないというので、二十数年も持っていることはいけないというので、そのまま旧地主に返そうというところを始めたわけでございます。そのときに閣議で、これは少し行き過ぎじゃないか、幾ら農地法の条章からそうであるにしてもどうか、国民感情としてどうもというので、あれは実は押えたようなわけですね。そのときに総理から、そういうのは御指摘のように子供の遊び場とかあるいは公園緑地とかにしたらいいだろうということ、検討を進めておいたけれども、なかなか、訴訟が出ておいて、裁判所あたりの考え方も、必ずしも公共用地にばかり取ってしまおうというところは困難だ。すでに国で買い上げて、自作農創設のできないところで相当の面積を、その買い上げた値段で数千ヘクタールも払い下げているというふうなことであったわけですが、それが本年の一月二十日ですか、最高裁、しかもこれは全員一致の意見で、現在の政令が公共用地に振り当てるというところは、どうも憲法違反の疑いがあるというふうな意味の判定がされたので、そこでやむを得ず農林省としては、これはどうもわれわれの感じに合わないけれども、三権分立のたてまえ、しかも最高裁全員一致の意見であるからこれはやむを得ないということ、政令の改正になったと、こういう説明が出てきたわけですね。そのときにあたって、何とかこれは使えないものか、運用上、法律上はいろいろあるかも知れないが、それが農林大臣からは、国で使うからということ、地主に払い下げないというわけにいかない、そこで、一つのこれは政治的な行政指導なんだが、返さるべき権利を持っておる地主に

対して、こういうふうに使いたいからぜひひとつそっちのほうに売ってくれないかというあつせんをしようというところで、しかばそういうふうにお互いに活用の道があるなら考えようじゃないかというのが、現在の段階でございまして、まだ詳しいことは調べておりませんけれども、大体が平均しますれば東京都内のほうは大きいので三・三アール程度らしいでございまして、こうなりまして、われわれが一番ほしい公園等の住宅地にはとても狭くてこれはだめでございます。そこで私は、事務当局に對しては、いま東京都が公営住宅が非常に多くております。これは土地問題がほとんど大部分です。だからむしろこれは東京都が地主と折衝して公園緑地なり、あるいは地方公社です、住宅公社、そういうところで引き受けて住宅政策に使ったほうがいいじゃないかと、そういうふうにひとつ連絡してみたらどうかということ、指示しておるわけでございまして、そういうふうな活用の方法が、現在、いま私が考えておる段階でございまして。

○二宮文造君 私が新聞紙上で拝見している印象はそうではないんですね。公共用地に取り上げると、買い上げるというこの義務化することが非常に不可能だ、したがって、もう最高裁の判例のとおり旧地に返すよりほかにない、それでその坪当たりの単価が安過ぎるとかあるいははきょうの話をしますと、それを売り渡した場合、またほかに地主が売り渡した場合に、土地税制の上で五〇%を吸い上げて、不労所得といいますが、そういう世間の批判をのがれようということが主体になつてまして、公共用地に交渉をして買い上げるという話は前面には出ていないように思うんですが、いまの大臣のお話のようだと、若干旧地主に返しても世間の批判をまぬがれるような方法が印象づけられるわけですが、そこまですべてないんじゃないですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) いや、それは私はそういうふうな提案もし、農林大臣はあつせんしやうというところまでいっているんですよ。

○二宮文造君 ああそうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) ええ。ただそれが、これは建設省自体はその用地を取得してどうするということはいま計画にありません。というのは、あまりにも狭いので、われわれがほしいのは少なくとも十ヘクタール単位じゃないと、公園用地にはこれは適当じゃないんです。そうすればいまま程度の、まあ二百坪とか三百坪あるいはせいぜい千坪ぐらいだとするならば、公園緑地とかあるいはまた子供の遊び場とか、あるいは東京都の公営住宅の一種なり二種なりのそれなら使えるじゃないか、そのあつせんはしたほうがいいと、こう思ひまして、事務当局にも命じ、それから農林大臣にあつせをひとつやってくれと、やりましよう、こういうふうな実は話していることは事実でございます。ただそれが表面にあまり出ていないのは、こちらのほうのあるいはPRが足らないかもしれないけれども、そういうふうな意思表示はいたしております。

○二宮文造君 最後に参考までに申し上げておきますが、地名をちよつと私失念しました、実はそこまで申し上げるつもりなかったのですから。過去に——記録を調べれば地名ははっきりしますが、東京のたしか千葉県寄りです、で国有農地——国が買い上げて国有農地になって東京都に管理をゆだねて、それでその東京都が小作に貸しているわけです。そうしてその面積は三アールや四アールというふうなそんな狭い面積じゃなかったと思うんです。もつと相当数の面積です。すでにもう潮が押し上げてきまして農地としても使えない、農地として使えないものを国有農地として買い上げるのはおかしいということで、小作人の方々に払い下げる、貸している人に払い下げと、それが例の農地法の関係でだめだということになったわけですがね。しかし借りている人、借地人——東京都からの借地人と某土地会社との間に数年前に売買の契約ができてしまっているわけです。都からの売り渡しがあればすくそつちへ売りましようというふうな話し合いがあつて、私これ

はちよつととけしからぬ問題だということで、決算委員会でも問題にして今日までペンディングになっています。しかし借地人と土地会社との間には契約がもう数年前にかわされております。ですから、これは例の今度の問題で返されるとすぐ転売されてしまふということにつながるのではないかと、普通国道がついたり、あるいは今度の成田空港のように公共用地として必要であれば土地収用の非難を受けている問題ですから、これはひとつ何といひますか、ケースバイケースでしようけれども、明確にこの問題は世間の疑問をかし出し出さないような処置をまあ大臣のほうからも提案されて、いま言ったようなお話なら私非常にけっこうなことだと、こう思ひますので、参考のために概略申し上げておきたいと思ひます。いずれにしても、ロスの問題がございまして、防災ということが非常に大事になってまいりましたので、早急に企画立案をされてこの問題の処理に当たっていただきたい、こう申し上げて、この点答弁けつこうでございます。終わります。

○高山恒雄君 私は予算関係から大臣にちよつとお聞きしたいのですが、政府としてはこの過疎対策の道路、山村振興道路、こういうことで二七%あるいはまた一七%の増額をはかつておられるわけですか。しかし、基本的な考え方がお聞きしたいのですが、一体この僻地市町村道ですね、こういう道路に対する考え方としてほとんど市町村の財政に依存しておつて、建設省としてはあまりにもこれは力が入れてないのではないかと、したがつてこの予算のほうも十分でない。そのために非常なまあこの市町村においては舗装もおくれれておりますし、なおまた改修もおくれれております。そのために公害に悩まされておるというのが今日の現状じゃないかと思うのです。冬時分はまだしも、夏は戸を締め切つてそうしてあけることもできないというのが各地方の現状であります。こういう問題を建設大臣は、むしろ国道あるいは県道

等については補助金もあり、いろいろやつておられますけれども、こういう市町村道というものを基本的にはどうお考えになっておるかですね、この点をひとつ考え方を聞きたいのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり、従来市町村道の改良、舗装、これは非常におくれれております。これはある意味につきましては、日本の市町村道はほとんど、これは牛馬、人間が歩くところは至るところ全部やつてしまふと、非常に延長が大ききうございまして。これを全部やるということになると、たいへんなことになるというところ、それから市町村に固有のそうした財源がない。また、建設省が地方道を整備する場合に、やはりどうしても幹線の府県道あるいは産業道路、あるいはまた御指摘になりました山村とかあるいはまた離島とかそういうふうな孤立をしているところの分は、何としてもやらなければならぬということ、まあそちらに自然重点が入れられた。したがつて、市町村道がかなりアンバランスになって、財政の豊かなところはわりあいによくやつておられるけれども、財政の豊かなところはほとんど放置されておる、こういう現状であります。そこで、今回自動車新税が出たときにあたりまして、これはもう特定して、はっきりと市町村道に特定財源をやるべきだということを考へて、御承知のように本年の四十六年度予算には百億やる、これは漸次ふえていくということになると思ひます。それと同時に、一挙にこの市町村道を全部舗装、改良に着手することはなかなかこれは予算上もむずかしいことではありますので、われわれのほうといたしましては、この市町村道のうち、特にそれぞれの地区において産業並びに社会生活関係から見て、どうしてもこれは整備したほうがいいというネットワークをつくつて、そこに重点的に整備、舗装をやらせる。それについては予算もつけましよう、あるいはまた場合によつてはそういうところを市町村道から府県道に昇格しよう、そういうふうにして、これはある意味においてはセレクトして、選択してやつてこれから

進めていかなければならない。そのときにあたりまして特に考へておるのは、過疎地帯にしなければならぬ。これが問題になりますので、今後予算の個所づけをする場合においても、そういう地域的な後進性を救済するといふような配慮も進めてまいりたいと考へておる次第でございます。

○高山恒雄君 大臣の答弁を聞いておりますと、一挙にやるということはどうにもならぬと、こういう御答弁ですがね。ところが、政府はあまりにも最近の市町村の現状というものを認識してないんじゃないかと。と申しますのは、特に最近、御承知のように労働力の不足から産業がどんどん移動しておるというこの事実ですね。これはある程度つかんでおられるかもしれませんが、最近従来ない移動をしておるというのが現実であります。そういう事態から考へてみると、これまで御承知のように、農林省が農村工業化促進法といふようなものを考へて、農林省がやろうとしておる。それは農林省がやつてもいいでしょうけれども、産業構造的に地域が変わつてくれば、必ずそれに伴う下水がまた必要になりますね。そういうものこそ、建設省がもつと早く手をつけるべきではないか。道路もしかりでありますけれども、建設省としてはすべて後手になるのではないかと。特に今日のような公害が問題になる場合は、やつぱりそういうものを建設省が早く取り上げて、そして完備したこの工業化促進をはかるならば、そういう方向へ進む、あるいはまた、その地域環境の問題を農林省にまかせて建設省がこれに關与してないといふことは、建設省としてはそれでいいのかどうかですね。こういう点を考へるのですが、どうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) この問題は、私は実はどこの省がどうこうというよりも、むしろ私は地方自治体、特に府県が中心になつて考へるべきだといふことを提案しているのです。

まず第一に御指摘になりました労働人口の移動、それから農村がいまの大きな転換期のために非常に混乱しておる。それで結局どんだんども過疎化されていくというに對する不安感、これを解消するために、私はむしろ現在では都市再開発に投資するメリットと、むしろそうした農村に投資した場合における比較検討をもっと冷静に因として考へてみるべきである。たとえばいま東京都で大量輸送機関としての地下鉄を考えますと、いま一キロで六十億かかるのです。日本の里数で一里つくるのに二百五十億もかかる。しかもそれはわずかに四キロです。それだけの金をかけるならば、二百数十億かけましたならば、相当の国道なりあるいは鉄道さえこれはできるんじゃないか。しかもそこには土地もある、労働力もある、公害にわずらわれないものもある、水もある。こういう観点から、私は高山先生も御承知のように、昨年から北関東の三つの都市機能と、それから環境に恵まれておる百万都市を三つづくるべきだ。それには私は思い切つて横断道路をつくりましょう。そうして東京湾にあらゆるものが集中して、いまもう東京湾の浦賀水道は全く麻痺状態。それをむしろ水戸の射撃場あたりを外港にして、そこに持つていきなさいということ、いま三県の知事並びに国会議員の諸先生と話をしているのです。そういうふうにして持つていくことが私はいま必要な時期であつて、その場合において私は土地問題を、一々今度はこれを買うとなるとたいへんな金で、地価を暴騰させて何にもならぬ。そこでこれは賃貸でいこうじゃないか。農民もそのほうが楽だし、財産を持つて、はつきりした定収入があるのだから、五十年、六十年の長期契約で、ただし地代は現在農業をやつていただけの粗収入は完全に補償するということでできるのじゃないかということ、だいたいこれは伸びてきています。私はそういうような意味で、これは何も北関東のみならず、日本全国においてやつていいんじゃないか。その場合には、去年から実は私が相当、保留してあつたけれども、あま

りこれが活用されなかつたのですが、私は道路政策としてはいままでは国道何号線にはどれだけの予算、あるいは地方道には何と、みんな長くすることだけに予算を使つて、固定してしまつて、そうじゃなく、社会的には社会構造の変化に伴うところの道路政策もやつていいはずだ。だからたとえばあるところの農村に五十ヘクタール単位の工場団地をつくるのだ、そうして農業と工業とをバランスのとれたものをつくるとなれば、たとえそれが市町村であろうとも公共事業で道路つけましようということも申し出て、通産、農林でとにかく農工一体のプロジェクトをつくりなさい、こうすすめておるのだけれども、まだあまり効果がないのだから、それと私は道路政策でそういうふうな誘導までしようと思つておる。ただし、私のほうが全部それを指導権を握つてやるようなことになる、なかなか役所のほうはそうはいきませんので、まあこれこそ国会でそういうふうな十分なひと誘導してもらいますれば非常におもしろいじゃないか。

それからもう一つ申し上げたいことは、ややもすれば従来先行投資先行投資というのです。ところが先行投資をするとは実は地価を上げて、それからいまのいわゆる民間の不動産屋が買い占めて何にもならない。新産都市がその失敗の端的な例なんです。だから何よりもまず一つプロジェクトを地方自治体が土地を持つてしまふことです。うすればやつてもいいけれども、それでないうちに下水道をつくり、道路をつくり、公園をつくらばらばら上に上がつちやつて、そうしてみんなそのプロジェクトが着手する前にもうお手上げになつちまうというので、その点はよほど考えなきゃいけないというので、自戒している次第でございます。

○高山恒雄君 まあ大臣の考え方は、相当な計画をもつて各所に対してそういう御心配をされる気持ちにはわかるのです。これは局長にひとつお聞きしたいのだが、一体地方自治体がほんとうに道路に使える金ですね、ほんとうに道路に使える金

は自動車取得税だと思ふのです。どのくらいになつておるんですか。これ自動車取得税というのは、これが地方で道路に使える金だと思ふのです。そのほかに何があるのか。いま大臣がおっしゃつたように今度の自動車新税を四分の一ほど、それに振り向けるというお話ですが、そのほかにまだ市町村道で一体どのくらい予算がほかにあるのか。

○政府委員(高橋国一郎君) 市町村の道路の財源をいたしましては、いま実は一番多いものは地方交付税といふところで自治省から交付される税が多いいわけでありまして、それをもとにしまして、道路を大体整備しているのが実情でございます。ただ特定財源をいたしましては、いま先生御指摘のように自動車取得税といふものがございまして、この七割が市町村に移譲されることになっております。これは現在自動車取得税は四十五年度で七百五十一億円が予定されております。これは決算は二年先にならないとはつきりした数字になりませんが、そういう予定でございます。それから先ほど大臣からも御説明がございましたように、自動車重量税といふものが昭和四十六年度から新設される予定になっておりまして、これが四分の一が市町村に譲与されることになっております。それで昭和四十六年度は十二月から徴収するという計画も一応立てておりますので、四カ月分になりまうのでその三分の一と申しますと、大体四百億と申すことが予想されております。この二つが市町村に對する道路の特定財源になるわけでござい

まえてみますと三%以下です。これではあまりにもひどいではないかということが言えると思ふのです。ところが私が先ほど申しましたように、こういう地域にいま産業が移動しておる。九州を取り上げてみましても九州の七県はほとんどそういう状態ですね、大体九州のほうは多少はましです。多少はましですがこれにしてもやっぱり七%以下です。長崎県を抜いては全部それ以下です。こういうところにも産業が移動しているのです。こういう実態をとらえてみますならば、一体先ほどの予算の報告を自動車取得税という問題で大体六百億ぐらいです。調べてみますと新税で、自動車新税といふことでまあ四百億と見積もつてこれの四分の一といふと百億です。これを合計しますと大体七百億でしよう。それを三千二百八十四市町村で割りますと三千万円ですよ、たつた。一体道路を、大臣が構想されるような現実を解消する方向に進みますか、これで。それは言うはやすし、これではあまりにも今日の現状の開路にならない。この点をどう大臣がお考えになつておるのか。予算を見れば一番わかるのです。三千万円やそこら地方に税金やつても、市町村は何といつても補助金事業に力を入れます。補助金をもらへる事業に力を入れて、肝心の道路というものは力が入らないです。補助金を受ける事業がどんどん進んで、予算でほんとうに削られたその道路面における改革というのは、全然なされてない。したがって、建設省がこの管轄に入れるということとは困難だと思つておっしゃるけれども、そんな地方自治体にまかせておけば、ますます将来困難ではないか、そこに持つてきて産業が移動するということになれば、少なくとも今度は下水道という問題がまた起る。いま公害で社会問題になつておりますが、さらに今度はそれが町村にいく。こういう点を一体大臣はどうお考えになるか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 最近労働集約的な産業、しかも公害を伴わないものをできるだけ農村に持つていこうという、これはいろいろ家電等に

出てきている動きがあります。そういうような動きは、たとえ市町村道であらうと、必要に応じてそれを昇格せしめるというようなことも考えておられます。それからさらにそうしたもののために、先ほど申し上げた特定のそうした社会構造、産業構造の変化に伴うところの特別な助成は考えてまいりたいと、こう思っております。しかし全体の市町村道全部一挙にやるといふことは、これはなかなか困難なのでございますので、昨年以來御説明申し上げているように国道、主要地方道とそういう山間部との一つの生活圏構想に基づく道路のネットワークをつくっていく、そうしてだんだんと下のほうに及ぼしていくような実質的な措置よりないじゃないか、こう思っております。

高山さんからいま地方では特定財源はわずかに七億程度であつて、これじゃ一町村三千万円と言へば、その計算はそうなります。しかし私も地方に出ているから見ておきますと、実は道路をやらないと市町村の議員も当選しないし、市町村長もその他位がでないというので、交付金の相当部分をこのごろは道路につぎ込んできているようでございます。これはいいことか悪いことか、いろいろ問題がありますけれども、それだけある意味においては、地方のモータリゼーションが道路を促進せざるを得ないというところまで来ていると思ふのでございます。本格的に言えば、われわれは先生が御指摘になりましたように、市町村の道路事業も、国の道路計画に全部入れちゃつて、そうして公共事業として大幅にやれるということになりますればけっこうですけれども、まだまだそこまで特定財源の裏づけが出てきておりません。これは閣議でなかなかそこまで歩調が合つてまいりません。私は相当道路政策は、十三年前に道路特別会計を設けてから相当がんばつておられるけれども、まあできるだけ国会の諸先生の御協力を得て、さらに地方道の充実、整備にもこれから努力してまいりたいと思つておる次第です。

○高山恒雄君 局長にお聞きしたいんですが、大体県道を国道に昇格したという件数ですね。それが

ら市町村道を県道に昇格したという計はどのくらいあるんですか、昨年一年で。

○政府委員(高橋國一郎君) 昨年一年間の実績の詳しい資料、いま手持ちございませんけれども……。

○高山恒雄君 あるならあるものでよろしい。

○政府委員(高橋國一郎君) 国道につきましては、約一年ほど前の一昨年の十一月に——正式には昨年の四月一日からになります——五千八百キロ国道に昇格しております。これは県道から国道に昇格しております。それから従来の例ですという、市町村道から今度県道に上がるものが、従来平均しますと大体七、八百キロくらいあるかと思ひます。これは自動的に大体そういうものになつていくように記憶しておりますが、大体その程度ですが。

○高山恒雄君 大臣、お聞きのように、いままで五千八百キロに七、八百キロということですが、ね。こんなことでは、それはもうどうにもならないですよ。だから、私は、建設省の管轄外で、市町村の道路の改革ができないというなら、もっと補助金を考えていくか、それとも予算を、たとえば自動車の新税等においては四分の一なんて考えないで、これを半分出すとか、早急にそういう施策を講じなければ、先ほど私が申しましたように東北六県、九州それから四国ですね。香川のけたはかは、やはり四国も同じです。こういういわゆる後進県の市町村というものは全く困つた状態だと私は思ふんです。これは建設省が力を入れなければ、地方自治体が環境整備のためから地方道路を改革するんだといつても、これはやっぱりしょうがないではございませんかね。建設省もそういうふうにして逃げている。たいへんだといつて逃げている。地方自治体は、環境衛生にそれだけの予算はべんに取れない。道路整備の何では取れないと言ふ。それが地方自治体にまかせたいわゆる中央行政の私は不備だと思ふんです。この点はやっぱり建設省が責任を持つて、予算その他の措置には十分力を入れるべきだと私は思ふんですが、大臣この点どうですかね。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように地方、特に市町村道も大切ですが、実は現在の国道、それから府県道、これがもうほとんど麻痺状況になつてしまひまして、そのために現在の社会生活、産業活動が停滞ぎみになつておる。これがもう焦眉の緊急事になつておるために、残念ながらいま御指摘されたところまでいっておりません。けれども、まあようやく今度一步を進めたという段階でございまして、これから努力いたしたいと思ひますけれども、高山さんの言われるように、市町村道に重点を入れることによつて、こつちのほうをスローダウンするわけにもいかないうところの苦しさがあるのをごさいます。そういう観点から私のほうでは、昨午国会の皆さんの御賛同を得て地方道路公社等というふうな手法まで講じて、できるだけ道路財源を有料道路制をも活用しながら、その需要を満たしていつて、そして御指摘のような地方道について補助、助成ができる原資を幾らかずつでもひねり出して地方道の整備に充てたいと思つておるものでございす。今後ともひとつよろしく御指導のほどをお願いいたします。

○高山恒雄君 私、最後に希望意見だけ申し上げておきますが、答弁は必要ありませんが、実は私はですね、このむろん国道の縦貫道路も必要だと考へております。しかし運輸関係から考へてみますならば、県単位から考へてみますならば、九州を一つの例にとりまして、いわゆる鉄道の複線はできない、道路もいまだにまだできない、それがためにフェリーができた。そうして九州から直ちに横浜まで二十三時間で輸送することができ。私は運輸関係からいけばいろいろ問題があると思ふのです。ただ問題はこれのおくれた市町村の過疎地帯を将来どうするかという問題は、どうしても日本の場合はですよ、いま農林省が考へておるような専業農家、しかもそれがこの四ヘクタールあるいは五ヘクタールという近代化しな

おつただけでは、三年や五年で片づく問題とは違ふのです。これは二十年なり三十年なりかかるのです。ところが現実の農村は全くの過疎地帯にいまなりつつあるのです。ところがいまの産業界からいへば、非常に都市においては人手から考へてみて付加価値が生まれない。いまこそ過疎地帯に移動すべきだし、時期がきていくわけですね。こういう時期をとらえて私はそういう地域の道路開発が必要だ、それを政治がやるべきだ。この点を私は強く主張申し上げて、ぜひ来年の予算にはそういう問題を含めた総合的な対策を、各省の総合的な対策を立てて、産業の開発とともに農業改善をどうするかという、これを含めてひとつ大臣努力してもらいたい、私の希望意見です。以上です。

○委員長(田中一君) では私から二つばかりちよつと伺つておきたいのですが、一つは二宮委員、松本委員等から質問がありました災害の問題についてですね。まあ一体最近、これは住宅局長に聞きますが、最近戦後の現象として非常に民間の木造、いわゆる新建材を中心に使用したあるいは十戸とか八戸とか四戸とかいうアパートがたくさんあります。これはむろん政府の低階層住宅の供給が足りないから、必然的にこれが生まれたのである。まあいいて言へば、政府の住宅政策の一環になつておる姿であらう。それから工場がすべていま申し上げたように古材を使つた時期があつたり、あるいは新建材で一夜にしてできるようなバラック式のものが多々あります。これはもう数年来、火災を呼んだときには必ず焼死者を発見されておる。これは結局今度農村に住宅をつくる場合には、開銀等の補助をしよう、融資もしようといふことを言つておる仲間に入れるべきではないかと思ふ。たとえば本所の花町あるいは浅草の田中町辺の日雇労働者の住み家にしても、それから住宅地区におけるいま申し上げたようなアパートを経営している人たちが、これらを何とかで、これは一つの都会の恥部です、住宅政策の恥部なんです。何とかしてこれに対する手を差し伸べて、その地域が環境上住宅であり、かつまた

そうした民間のアパートがつくっていいものならば融資なりあるいは補助なり、何かの形でもってこれを改造しなければならぬと思うんです。その点はどうかですか。

○政府委員(多治見高雄君) いまのお話、非常に内容多岐でございます。委員長御承知のとおりでございますが、新建材の使用と、それから既存のアパートその他の法上不適格なもの、これにつきましても、これは御承知のようにこの前の法律の改正によりまして、強力にこの指導をするというところで現在努力しておりますが、なかなか思うような効果はあがっておりませんが、新しい法を活用いたしまして既存の、違反ではございませんけれども、現在の法律には適合していないという建物につきましては、強力に今後行政上の指導をやりたい、ということ而努力いたしておる次第でございます。

○委員長(田中一君) 不良住宅地区改良法が、この適用をしたらば改造できるんじゃないかと思うんです。これは相当一定規模のものは望ましいのであろうけれども、小さいからといってこれは放置するわけにはいかないと思うんです。人命に非常に影響があるから何とかこれは方法はないものですか。

○政府委員(多治見高雄君) 御承知のように、不良住宅地区改良法、これを適用いたしまして、そういう地区の改良をするということがわれわれの理想でございます。できるだけそういう地区につきましてもこの法律を適用してやっていきたいということでも従来も努力しているつもりでございます。今後とも努力をして続けるつもりでございます。ただ、お話の中で、御承知のように、民間の狭小アパートといいますが、木造アパートでございますが、これは委員長御承知のように、現在の住宅難世帯が大部分を占めているわけでございます。いま、家賃と地価、建築費というものの関係から、大都会につきましても狭小なアパートが相当最近ふえておりまして、これが住宅難世帯の大部分を占めているのが現実でございます。

これについての抜本的な対策というものを考えなければいかぬということで努力しておりますが、ただいまのところ、これをどう改善していくかというところにつきましては、具体的には不良住宅地区改良法の実施とは別といたしまして、なかなかいい案はないというのが現状でございます。

○委員長(田中一君) これは結局、そうした危険なアパートは木造で建てる場合には禁止すべきだと思っております。しいて言えば禁止するだけじゃこれは困りますし、ことに貸し家業という営業なんだから、これは職業選択の自由という面において抵触される。建築の面で、構造の面で禁止するということは、現時点では容認されるんじゃないかと思うわけだ。家賃が少なくとも公営住宅よりも高いです。まあ一疊二千元程度のものになっておる。住宅公団のやつは九百円ぐらいの計算になっておる。家賃、これは二千円ぐらいになっておるんです。したがってそこにこれは住宅局長、どのくらい東京あるいは大都市周辺のそうした建物の世帯数があるか、一ぺん調査していただきたいと思っております。全国的に大都市を中心にして、そうしてこれに対する対策を立てるべきだと、こう思うわけですが。

○政府委員(多治見高雄君) ただいまの委員長のお話、住宅政策の基本に触れる問題だと存じます。そこで現在の大都市にございましていわれる木造アパートといわれている狭小なアパートに多数の世帯が入っている、しかも家賃は高い、それが一番住宅政策の根本問題でございます。これをいま委員長のお話のように禁止するということまでいくかどうかという問題でございます。これは実は理想案といたしましては住宅の基本法といいますが、全国民の住宅水準を、最低水準でこれ以下の水準の住宅を供給していかぬというような理想のスタンダードを設けてまして、これを強制するというのが、一つの理想の姿である、というふうにわれわれも考えまして、いろいろ検討いたしておりますが、現在の大都市の状況から見まして、家賃、賃金水準、建築費、地価の動向を

の他考えまして、なかなかそこまではいかぬというところで、現在、御承知のように行なっております住宅金融公庫によりまして融資、それからこれからやりまして賃貸住宅に対する利子補給、いろいろ方策を講じまして、できるだけ良質で適正な住宅を供給する方向で努力したいということをやっているつもりでございます。

○委員長(田中一君) 大臣、これまた実態を知らないから答弁のしようがないだろうけれども、住宅金融公庫の融資の利率が高いならば、特別にこれを有利な貸し付け方法にするとか、どっちみち、その人たちは木造アパートは今日住宅金融公庫の融資の対象にならぬわけですから、それをなすようにするとか、何とか施策をとらぬと、やはりもうアパートの火事、必ず死んでいきます。それからさっき言ったような新建材のガスによって死んでいるのが多いんです。ことにそういうアパートに住んでいる方々は負担も重い、そうして住宅の住まい方の管理などは非常に不徹底である。こういう悪条件が重なっているものですか。私はあえてこれを住宅政策の恥部だと言っておる。これをひとつ何とか手を打つように検討していただきたいと思うのですが、大臣、ちょっと答弁してください。

○国務大臣(根本龍太郎君) 確かに私もこの点はなかなか、むずかしい問題だけれども、取り組まなければいかぬと思っております。利子補給という点もございまして、ただ、利子補給する場合、今度は家賃の面で干渉せざるを得ない。そのときにあたって現在の木造賃貸アパート経営者が応じてくれるかどうかということが問題です。そこででき得れば、私はいま今度から実施することにしたとしております農住政策ですね。あれのやった結果を見て、これによって相当成功するというものになりますれば、これを拡張すれば、農住を既存の市街地の土地を持っておる民間アパート経営者に適用してもいいんじゃないか。ただ、そこにはいろいろ大蔵当局と意見調整もしなきゃならぬこともありまして、単にこれが現在の木賃経営

者の利益だけになって、住民のほうの低家賃政策がはたして、これだけでできるかどうかという問題でございます。よく委員長の御意見もお聞きした上で検討したいと思っております。何らかの方法が考えられるのじゃないかというふうな気持ちもいたしますので、いま事務局はそれに着手をしておりますけれども、検討は命じて前向きに進めてまいりたいと思っております。

○委員長(田中一君) もう一つ伺いたいことがあつた。それはこの問題はせんだって私から質問主意書を出して政府から答弁をもらった問題です。ここであなた方が四年間、東京海上ビルとどういう話をしたか、それを伺おうとは思いません。少なくとも相当な話し合いをして、今日四年間というものが経過したものと思っております。しかし、まあ昨年の九月に一つの結論を出したということ、これはもうおさげけれども、一応確かこうだと思つて。そこで私が申し上げたいのは、建築行政の面から見て、将来あつた特定の地区は高さを制限をするのか、こういう質問に対しては、そういうことはいたしませんと、また制限をしたこともございまして、白々しいうそをつくことは困るんです。これはむしろ、おそらく建設大臣としてはそんなことを言いたくないけれども、事務局がどうにもならないから、白々しいこういううそを言っているのか、これは将来の日本の建設行政、建築行政の面から見てたいへんな問題なんです。で、ここに建設大臣が関与するということの部面は、構造問題なんです。この地区に建つちやいかぬとかいとかいいうものでなくて、その構造が心配がないかどうかという問題だけにどまつていられるわけなんです。たとえば構造なり、その設計したすべての計算がいままで許可したものにとつとも変わっておらなければ、それがむしろちゃんと計算をしてですよ。その面は直ちに許可をせざるを得ない、確認をしなくてはならないわけなんです。よろしいと言え、すぐ東京都の場合は東京都知事が確認します。そこでもしも特定の地区に特定の政治の関与をするならばしてもよろしいと

いう前提を持って私は質問しているわけなんです。なぜならばたとえば東京海上が出した最初のものはどのくらいになりますか、三十七、八階だと思えますけれども、これに要する経費というものはたいへんなものですよ。おそらく数百万円にのぼるでしょう。これは法律上何ら支障がないから確認申請をしたわけだ。ところがそれがいけないという数百万かの損失をだれかに与えているんです。したがって事前に審査をいたしますということをやるおうとするのか、また構造だけに限っておるけれども、地域環境等を考慮しなければならぬという前提で介入しようとするのか、その点を明らかにしなければならぬと思うんですよ。いまでも相当あつた地区で建設をしたたということという人がたくさんあるそうです。それはある建築家に聞いたんです。けれども、ペンやった設計で法律上手続を踏んで出すと、これはいけないと言われたらどうしようもない、何百万かあるいは何千万かの損をしなければならぬ、それがこわくて計画は出せられないと言う。しかしまあ幸い根本建設大臣はいわゆる百メートル程度のもののはよろしい、こういう認定をした。構造上も認定したことなんですから、じゃそれを標準に考えたたら間違いないんですか。百メートルというものを一応めどにしながら計画すればこれはパスするんですか。

○國務大臣 根本龍太郎君 御承知のように、建築基準法で高さは何メートルならばいい、何メートルなら悪いということではないのでございまして、容積制限でこれはやっているだけでございしますから、れそでいいと思うんです。ただ御承知のように、あすこの地帯は本来あれは美観地区として指定されて、その美観条例なるものは、地方自治体でこれは条例できめなければならぬという、これは古いことではあるけれども、問題になつてきておるわけです。ところが現実にはそれがやれない。ここに二つの立法上の相對峙する点ができればいいわけです。一方では建築基準法でできればもうそれだけでいいという建築基準法のまあ制約

というか、あるいは一つの権利が与えられておる。ところが一方においては必ずしも美観地区なんだということもこれはもうすでにきめられているごとく、これは各都市共通の、その他都市行政上もあることは事実だと思うのです。ただししながら、その美観条例そのものは国でつくるのではなくて地方自治体でやることなんです。ところが、その地方自治体は立法ができない。だからして、今度は無条件にしなければ建築基準法だけで、あとは何でもやってもいいということになると、そこはやっぱりひっかかるとこうなんです。これはおのずからなる行政指導ということがあって私はしかるべきだと思う。それを何もせずにはだめだだめだと言っておるよりは、やはりこれはある程度の行政指導によって合意するというのができれば、それによってまたやってもいいのじやないか。その結果として、私は、いま他の国の例も聞いたり、いろいろ専門家の意見を聞いたりしてみると、あそここの官城の景観、その広場の景観、それからお濠というところ、それからそこは御承知のようにビジネスセンターでありまして、都市機能をやはり快適に持っていないとこれはいかかないというところからすれば、まあ百メートルあたりが好ましいところじやないかなと私は思っております。海上のほうでもその百メートルで申請してきたから、ちやうど意気投合したということになるわけでございます。そういたしますという、あそこを認めた以上、その隣に同じくらしいものが出たら、それは同じことになると、いうことも、これはまあ一つの常識だろうと思えます。現実に、正式な手続はしてきておりませんけれども、私のところにも、うちのほうでも、あの程度のものを建てたいということを、申し入れか、意思表示をしたものが三、四社あるようでございます。そういうような現状でございます。これはやっぱり法律論といえは相当ひっかかるところがあると思いますけれども、まあいつも田中先生からは、何でもしやくし定木で、法律だけではない、もう少し幅の広い、そうして国民合意の

できることならやれというようなことでもありますが、その趣旨にも沿ったつもりでありますので、まあいろいろ御指導を受けまして、今後さらにいい知恵を出していただけますれば、それらも考えて今後、都市における土地の高度利用とそれから美観ということと、それから国民のコンセンサスというものをあわせて、やはり東京都というものも都市機能と美観というものを調整していきたいものだと思っている次第でございます。

○委員長(田中一君)　そうすると、この三月九日の日にきた答弁、内閣総理大臣の答弁は、これは虚偽を答弁したということになりますから、これはきょうの大臣の発言したのが真相である、また主務大臣である建設大臣の考え方である、したがって、この答弁書の内容は非常に違っておりまして、なるほど根本さんのほうが柔軟な真実を言語っているように見えますから、この佐藤榮作君の答弁書に対して再質問をしたいと思いますが、よろしゅうございますね。

○國務大臣 根本龍太郎君）これは再質問するかいなかは、これは田中議員の御自由でございするが、これを否定しているものではありません。これは政府の見解は、公式に閣議の了承を得て出したこととでございます。私が申し上げましたのは、まず第一に、この答弁ではつきりしておる上に、いま、これを法的に立法措置で高さの制限をする意思はないということが一点でございす。それからもう一つは、私がいま申し上げたことは、向こうのほうが百メートルで申請してきたそれは私もその程度で確認していいというふうに考えた、意見が一致できたということが要点でございまして、この答弁と決して矛盾しないものでございすから、それにもかかわらず御質問いたしたいならば、何回でも御質問いただきまして、一向私は差しつかえございません。

○委員長(田中一君)　そういうあれですと、そうすると、もう一べん確認しますが、構造の問題はともなう技術的に検討すればいいんだ、そのほかに建設大臣の権限は構造上の審査をする権限がある。し

かし、美禰地区に指定されておるから、その場合には行政指導をする、こういうわけですね。その行政指導とは、事前に相談をしてくれれば一応の構造 高さなどはこれは話し合いましよ、こういうわけですか。

○国務大臣（根本龍太郎君） さように私の限りに
おいてはそう思つて、私の在任中はそれでやるつ
もりでおります。これは法律によつて規定してい
ることじやありませんから、私の言つたことが即
法律上の効果があるとは思いません。しかしなが
ら、現実は今後どういふ方が建設大臣に来るか
知りませんけれども、おそらく私のやつたことは尊
重されて、これが法的なものではないけれども、
これが当分の間、少なくとも自民党内閣が続く限
りにはこれは尊重されるであらうと私は期待して
おります。

○委員長(田中一君)　じゃ承っております。
以上をもちまして、本件に関する質疑は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、消費若保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願（第一七五号）

第一三六号 昭和四十六年一月二十六日受理
東北自動車道建設事業の促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一
紹介議員 岩動 道行君

東北總督及び横濱自動車道は東北地方の地域開発を推進するための基幹的施設であるから、その建設事業促進のため、左記の措置を講ぜられたい。

二、同八戸線の整備計画の早期策定と早期着工。

三、東北横断自動車道秋田線の基本計画の早期策定。
四、関連道路及び河川等整備事業に対する大幅な予算措置。

第七五号 昭和四十六年一月二十七日受理
消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 東京都板橋区南常盤台一ノ三〇

神崎正司

紹介議員 田中 一君

宅地建物取引業法について、左記のとおり消費者保護を主目的とした抜本的改正を図りたい。

一、法の対象となる不動産の範囲(用語の定義第二条第一号)

用途地域内の不動産と限定することなく、用途地域外のすべての不動産についても法規制の対象に含めるよう改正すること。

二、法律の名称
宅地建物取引業法を、不動産取引業法と改正すること。

三、免許制度(免許の基準第四条)
業者の経歴及び人的構成の適格性の確保について、積極的免許基準に改正すること。

四、取引主任者制度(取引主任者の設置第十一条の二試験第十一条の三)
取引主任者の職務責任を明確にし、この制度の趣旨が十分活用されるよう左記のとおり改正すること。

1 取引主任者の資格名称を不動産取引士とする。
2 業者の業務のうち、技術専門的な事務については前記の不動産取引士の職務とする。
3 物件説明書等の文書交付については、当該書面に記名押印を義務づける。

4 取引士の資格を明確にする。
5 取引士の研修及び登録制度を設ける。
6 取引士の証明書携帯を義務化する。
7 取引士の監督規制を強化する。

五、営業保証金の供託制度(第二章の二)
営業保証金の供託制度を廃止し、損害補償保業制度を創設すること。

六、名義貸借の禁止
不動産取引業者の免許名義及び不動産取引士の資格名義を他人に貸与使用せしめ、または、これらを借りうけることを禁止するよう措置すること。

七、重要事項の説明等(重要事項の説明等第十四条の三)
重要事項の説明等に関する規定のうちア、バ、ト等建物の一部の賃貸借の場合、これを省略することができるよう改正すること。

八、一般従業者の規制
業者が従業者を業務に従事させるとき、不動産取引士の資格を有しない一般従業者についても免許権者に届出義務の規定を設けること。

九、事務所、案内所の規制
不動産取引業法上事務所として取り扱うべきもの及び案内所、現場事務所等についての規制措置をとること。

十、大量取引についての規制
不動産取引の大量大型化について左記のとおり規制措置をとること。

1 標準契約約款の規定を設ける。(契約書面の必要記載事項)
2 販売時期及び広告活動開始時期についての規制を設ける。(青田売りの禁止)

十一、不動産取引業審議会
宅地建物取引業審議会を不動産取引業審議会と改め、各都道府県に設置するよう改正すること。

十二、不動産取引の公正の確保
不動産取引の公正の確保を図るため左記のよう改正すること。

1 現行の各都道府県の区域ごとに民法第三十条四の規定による宅地建物取引業協会(全国を単位として同連合会)任意設置の規定を設置義務に改め、業者はこの協会に所属する義務規定を設ける。

2 国及び都道府県における監督体制の整備強化を図る措置を講ずるとともに、前記協会に、国及び都道府県所管の一部を委任する。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和四十二年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法案
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法

(目的)
第一条 この法律は、住宅不足の著しい地域において、農地の所有者がその農地を転用して行なう賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給することにより、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資することを目的とする。

(利子補給金を支給する契約)
第二条 政府は、次の各号の一に該当する者の申請により、その者が特定賃貸住宅を建設する場合において、融資機関(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合その他政令で定める

る金融機関をいう。以下同じ。)がその資金を融通するときは、この法律の定めるところにより、当該融通された資金のうち建設省令で定める範囲のものについて利子補給金を支給する旨の契約(以下「利子補給契約」という。)を当該融資機関と結ぶことができる。

一 特定賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の農地その他の宅地以外の土地を所有する個人
二 特定賃貸住宅を建設するために宅地造成宅地以外の土地を宅地にするため行なう土地の形質の変更をいう。以下同じ。に關する工事が行なわれた土地の区域内の宅地を所有する個人(宅地造成に關する工事の着手後に相続又は遺贈によらないで当該土地を取得した者を除く。)

三 前二号に掲げる者のほか、特定賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地に附して建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者で政令で定めるもの
前項の特定賃貸住宅とは、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。)その他の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域(同法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)

において建設される賃貸住宅(その規模、構造及び設備が建設省令で定める基準に適合するものに限る。)で、次の各号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるものをいう。
一 次に掲げる事項が政令で定める基準に適合していること。

イ 一団地の面積又は住宅の戸数
ロ 一団地の面積に対する賃貸住宅の敷地の面積の割合は住宅の戸数に対する賃貸住宅の戸数の割合

二 当該一団地の住宅の建設が政令で定める面積

積以上の水田の宅地化を伴うと認められること。

3 利子補給契約の対象とすることができる融資は、次の各号に掲げる条件に該当するものとする。

一 利子補給契約により利子補給金が支給される間(融資機関の責めに帰すべき事由により、支給されるべき利子補給金が支給されない間を含む。)における利率が年五・五パーセントであること。

二 償還期間で二十五年(据置期間一年以上を含む。)以上であること。

(利子補給金の支給の年限)

第三条 利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降十二年以内とする。

(利子補給金の限度額)

第四条 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額の合計額が、当該年度の予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

第五条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額が、利子補給契約に係る融資(以下「対象融資」という。)が最初に行なわれた日(以下「起算日」という。)から一年間について建設省令で定める方法により計算した対象融資の融資残高及び起算日から一年を経過した日から九年間について、利率を年五・五パーセントとし、償還期間を起算日から二十五年(据置期間一年を含む。)とする元利均等半年賦償還の方法により償還するものとして計算した対象融資の融資残高に、それぞれ次項の規定による利子補給率を乗じて計算した額の合計額をこえることとならないようにしなければならない。

2 利子補給率は、融資機関が通常同種類の融資を行なう場合における利率を勘案して、年三・

五パーセントをこえない範囲内において建設大臣が定めるものとする。

(利子補給金を支給すべき融資残高)

第六条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、起算日から十年間における対象融資の融資残高を、利子補給金を支給すべき対象融資の融資残高としなければならない。

(利子補給金の支給額)

第七条 政府は、利子補給契約により利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた利子補給金の総額の範囲内において、建設省令で定める期間ごとに、当該期間における対象融資の実際の融資残高(起算日から一年を経過した日以後の期間については、その融資残高が第五条第一項の規定により計算した融資残高をこえるときはその計算した融資残高に同条第二項の規定による利子補給率を乗じて計算した額を、建設省令で定めるところにより、支給するものとする。

(貸付条件等)

第八条 対象融資を受けた者は、当該融資の利率で年五・五パーセントである間は、当該融資に係る貸付住宅をみずから居住するため住宅を必要とする者又は事業者(生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者をいう。)でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとする者以外の者に貸付してはならない。

2 対象融資を受けた者は、当該融資の利率が年五・五パーセントである間は、当該融資に係る貸付住宅を貸付するときは、家賃の額その他賃貸の条件に関し建設省令で定める基準に従つてしなければならない。

(賃貸住宅の譲渡等の禁止)

第九条 対象融資を受けた者は、当該融資の利率が年五・五パーセントである間は、当該融資に係る貸付住宅を譲渡し、又は住宅以外の用に供してはならない。ただし、やむを得ない事情があると認めて建設大臣が承認した場合において

は、この限りでない。

(報告及び検査)

第十条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、対象融資に係る賃貸住宅に関する業務の範囲内において、当該融資を受けた者に対して報告をさせ、又はその職員に当該融資を受けた者の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(融資機関の利子補給契約違反に対する措置等)

第十一条 政府は、融資機関が利子補給契約に違反したときは、当該融資機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

2 政府は、対象融資を受けた者がこの法律に違反したときは、融資機関に対し、当該融資について支給すべき利子補給金の全部又は一部を支給しないことができる。

(権限の委任)

第十二条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第九条の規定に違反した者

第十五条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府が利子補給契約を結ぶことができるのは、昭和五十一年三月三十一日までとする。ただし、同日において現に第二条第一項の特定賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行なわれている土地に建設される賃貸住宅に係る融資については、政府は、昭和五十三年三月三十一日まで、利子補給契約を結ぶことができる。

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の七の次に次の一号を加える。

二十三の八 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第七項中「同条第二十四号」を「同条第二十三号の八及び第二十四号」に改める。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国道一六号線西大津バイパス道路等の建設促進に関する請願(第二九三三号)

一、住宅政策の拡充等に関する請願(第二九五号)

一、消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願(第三〇〇号)(第三〇一〇号)(第三〇二二号)(第三〇三三三号)(第三〇九号)(第四一〇号)

第二九三号 昭和四十六年二月一日受理

国道一六号線西大津バイパス道路等の建設促進に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議員 北川弥助

紹介議員 奥村 悦造君

国道一六号線西大津バイパスはじめ国道一六号線水口、土山、国道八号線長浜周辺のバイパス道路の早期完成、さらに国道一六号線高島バイパス、国道八号線米原、彦根バイパスの早期着工、国道一六号線京滋バイパスの早期建設をそれぞれ推進されたい。

理由

京阪神、中京および北陸経済圏の中間に位置する滋賀県は、近年の爆発的なモータリゼーションの進展ならびに地域間交流の活発化に伴い、道路輸送需要は急激に増大している。特に本県の国道は通過交通量の比率が高く、かつ地域の工業化の著しい進展ならびに観光客の増加に伴い交通量は激増し、その許容量をはるかに越えて、交通はまひ状態におちいり、交通事故は多発し、本県経済活動や住民生活に多大の影響を及ぼしている。

第二九五号 昭和四十六年二月二日受理

住宅政策の拡充等に関する請願

請願者 東京都品川区南大井三ノ一三ノ一

○全日本電機機器労働組合連合会内 清田晋亮外三万二千五百名

紹介議員 田中 一君

住宅政策の拡充改善について、左記事項の実現を要求する。

一、土地に対する投機抑制措置を講じ、地価の値上げを抑制すること。

二、低家賃公共住宅の大量建設を図ること。

第三〇〇号 昭和四十六年二月二日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 東京都小金井市桜町二ノ一〇ノ

七 藤川隆昭

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第三〇一号 昭和四十六年二月二日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 東京都調布市仙川町三ノ二ノ一

五 高橋章友

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第三〇二号 昭和四十六年二月二日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田一ノ四〇ノ

六 相沢碩夫

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第三〇三号 昭和四十六年二月二日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧七ノ一二ノ一

四 光武福見

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第三〇九号 昭和四十六年二月二日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

請願者 山形市錦町一三ノ一三社団法人山形県宅地建物取引業協会会長 山田孝澄

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第四一〇号 昭和四十六年二月四日受理

消費者保護を主目的とした宅地建物取引業法の抜本的改正に関する請願

本格的改正に関する請願

請願者 兵庫県姫路市綿町五 今村貢

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

昭和四十六年二月二十三日印刷

昭和四十六年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局